

第4回 持続可能な観光指標に関する検討会

議事次第

令和元年2月14日(金) 15時00分～17時00分
経済産業省別館 104 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 前回からの経緯について
- (2) 国際基準に準拠した観光指標について
- (3) 日本版持続可能な観光指標（仮称）（案）の試験
実施結果について
- (4) 日本版持続可能な観光指標（仮称）の活用要領及
び内容説明
- (5) 意見交換
- (6) その他

3. 閉 会

【配付資料】

1. 議事次第
2. 配席図
3. 第3回持続可能な観光指標に関する検討会概要
4. 国際基準に準拠した観光指標
5. 自治体資料（鎌倉市、田辺市）
6. 日本版持続可能な観光指標（仮称）の活用要領
7. 日本版持続可能な観光指標（仮称）（事務局案）
8. 今後のスケジュール

第4回 持続可能な観光指標に関する検討会 配席図

資料2

日時：令和2年2月14日（金）15時00分～17時00分
場所：経済産業省別館104共用会議室

出入口

観光庁

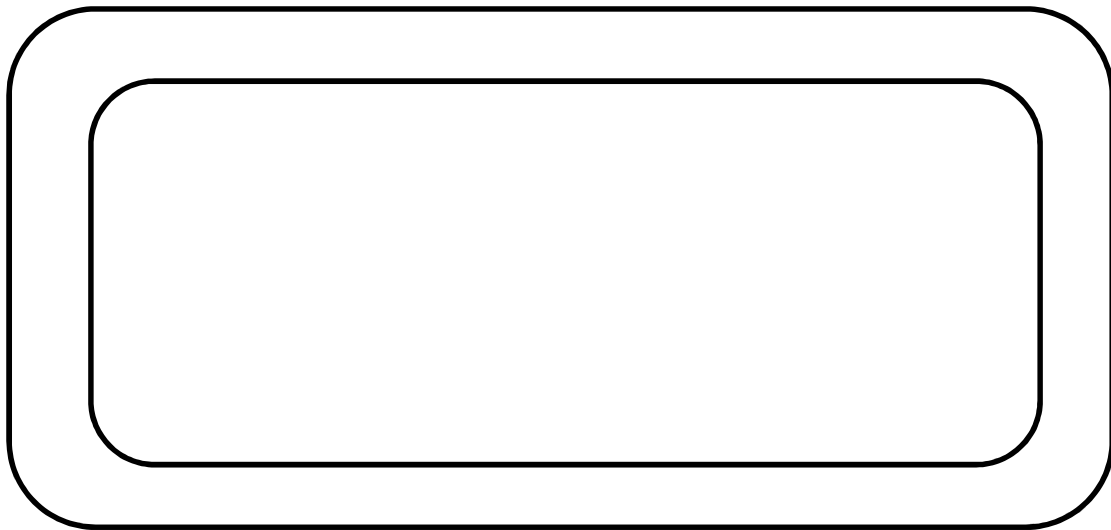
事務局(外客受入担当参事官室)

受付

プレス

観光課長補佐	観光産業課長	(参観) 国際関係担当官	観光地域振興部長	(参観) 外客受入担当官	観光国際門光官課	観光地域振興推進官課	観光市民課生活主事
○	○	○	○	○	○	○	○

- 総合政策局 公共事業企画調整課 事業総括調整官
- 国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所副代表
- 日本観光振興協会 副理事長



- 京都観光戦略課 局長
- 株式会社かまいしDMC 釜石リージョナルコーディネーター
- 内閣府 地方創生推進事務局 審議官 ※
- 環境省 自然環境局国立公園課 国立公園利用推進室 長補佐 ※

随席

- 企画総室次長
- (C) 日本政府観光局
- 山田委員
- マイク・ハリス委員
- 加藤委員
- 小林委員
- 高山委員
- 古屋委員
- 産業開発課長補佐 ※
- (C) 国際協力機構

随席

※はオブザーバー

第3回 持続可能な観光指標に関する検討会概要

令和2年2月14日
観光庁

委員によるご発言（抜粋）

- 昨年12月4日から6日にかけてポルトガルのアゾレス諸島で行われたG S T Cグローバル・サミット（42か国約250名が参加）の場で、G S T CのCEOから日本がG S T C-Dをベースとした指標開発に向けた取組を行っていることを紹介していただいた。
- その場では、日本がG S T Cにコミットすることを歓迎され、他国へのモチベーションになるアジアの交流活性化につながることに期待するなどというコメントをいただいた。
- G S T Cグローバル・サミットでも議論されていたことだが、世界の観光地が今重点的に検討していることは、どのような人に来ていただきたいかということ。
- G S T C-Dは現在（12/10時点）リバイス中で、近日中に最新版が公表される模様であり、持続可能な観光というものの国際的な捉え方も新たなステージに入ろうとしているのではないか。←G S T C-Dのリバイスに合わせて日本版持続可能な観光指標（仮称）もリバイスを実施。
- （認証機関のひとつである）グリーン・デスティネーションズのTOP100選は、一度TOP100選に入ればそれで終了というわけではない。グリーン・デスティネーションズは受賞した観光地にも継続的な努力を促し100選に入った観光地同士でも引き続き競争をさせるシステムであるため、日本版指標でグリーン・デスティネーションズのアワードと紐づけて運用していくことも必要だ。

委員によるご発言（抜粋）

- オーストラリアの自治体では、わずか2年足らずの取組でGSTC認証を取得した地域がある。それほどのスピード感で取組を進められる地域もあるため、日本でもそういったスピード感のある取組はできるのではないか。
- 指標中にも野生生物の保護に関する基準があり、外来種は日本固有の野生生物の天敵とされることが多いが、中には海外では高級メニューの食材として提供されている外来種もある。そういったものは、ただ迷惑というだけでなく、逆転の発想で、駆除しつつ、商品化することもできる。
- 指標の中でもゴミの削減等に触れられており、プラスチックゴミが国際的に大きな問題となっているが、プラスチックの全てが悪というわけではなく、使い捨てのシングルユースが良くないということ。
- GSTC-Dの基準は4分野に分けてそれぞれの基準が設定されているが、国、地方自治体、DMOが担うべき基準が混在しており、それぞれの基準を担う組織が不明確となっている。
- 先日、GSTCのトレーニング・プログラムを受講したところ、GSTC指標はまさに観光地づくりに資するツールだと感じた。

委員によるご発言（抜粋）

- 指標では継続してモニタリングを行うことが多く求められているが、自治体にとっては負担が大きい。そのため、PDCAサイクルのうちCの部分を実率的に実施できる体制をしっかりと考えたい。
- 日本版指標は国が中心となって普及を行っていくことが望ましい。そのためには、日本語でのトレーニングがあることも重要。
- また、観光庁には国際的な交流を継続して行い、日本版指標のブランド力を高めてもらいたい。
- そして国際的な交流から得られる最新の情報を常に自治体にも共有してほしい。
- 手法論も大事であるが、何故それをやるのか、どういう地域になっていきたいのかというビジョンや方向性が必要であり、目指すべき観光地としての方向性について議論を行っているかなども、何らかの形で指標に組み込むべき。
- そもそもどうしてサステナブル・ツーリズムに取り組むのかというコンセプトや前提を示していかないと、合意形成につながらない。

委員によるご発言（抜粋）

- 地方自治体は定期的な人事異動があるため、今の担当者が熱心に取り組んでいたとしても、担当者が変われば取組が弱体化する可能性もある。この指標は中長期的に取り組むべきものであるため、どのようにして継続していくのかということに気をつけなければならない。
- 日本版指標（案）で「〇〇をしている」という指標の評価は、実施しているのかしていないのかの2択となってしまうが、これで良いのか。
- 例えばグリーン・デスティネーションズでは、評価は〇×だけでなく、まず実施をしているのかしていないのか、実施していればどのようにして実施しているのかを見る。
- 評価は〇×、ありなし、だけでは適さないだろう。スピーディに現状把握をするだけならそれでも構わないだろうが、〇×だけであると多面的に現状把握を行う時にどうしても見落としが発生してしまう。〇×だけではない現状把握を行うことで、担当者のレベルアップにもつながる。
- 指標への取組が解をもたらすかもたらさないかと言えば、もたらさないだろう。指標はあくまで観測ユニットであり、解を出すための道を示すもの。指標を用いて観測を行い地域の現状を把握し、それを受けて、予算編成面を含め行政のアクションに反映していくことが求められる。

委員によるご発言（抜粋）

- どの実施主体にも同じように取り組んでもらうのか、実施主体によって取組のあり方は異なるのか、どのような状況で何をしていくのか等を示す必要があるのではないかと。
- 日本版指標は、持続可能な観光を実現するための百科事典的なものであり、国から地方自治体に示すガイドラインとしての役割も担っている。
- モニタリングをした上で意思決定とする場合、どうしてもタイムラグが発生してしまう。欧州ではある政策を実施するとどのような効果が現れるかといったシミュレーションが導入されつつあると聞く。世界の先端はどこへ向かっているのかを常に把握しておくべき。

事務局から

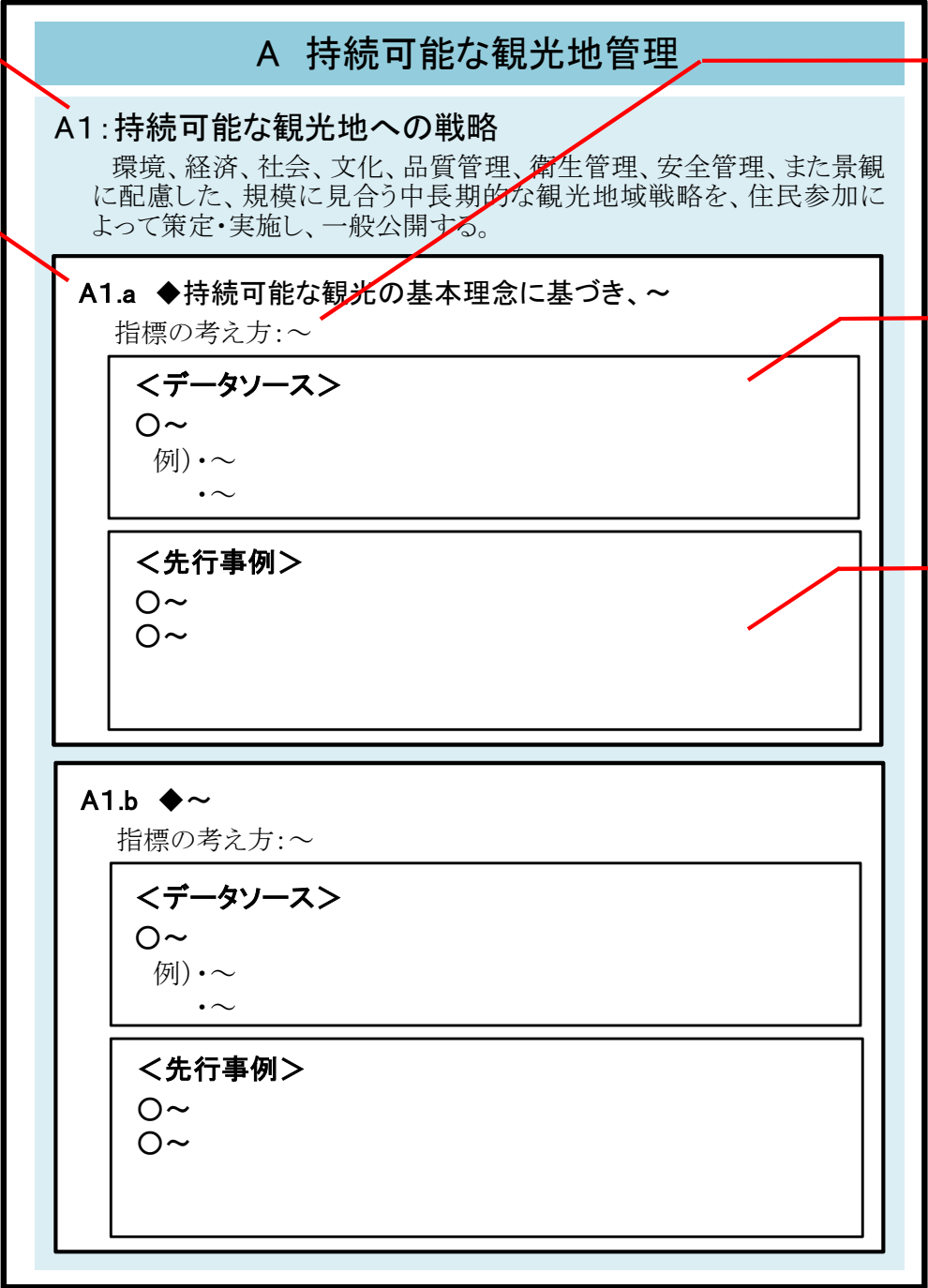
- 今後指標開発に当たっては、リバイスが予定されているGSTC-Dの最新版（本年1月14日に公表された）をベースにしながら日本としての解釈を盛り込んでいくとともに、国際基準への準拠のため必要な整理を適宜行っていく。
- 地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等が取り組みやすいものとなるよう、先行事例の充実や、取組要領、データ収集の着眼点等もまとめていく。
- 名称やロゴマークについても検討していく。

日本版持続可能な観光指標(仮称) 完成版イメージ(案)

資料3

GSTC-D
基準

日本版
指標



考え方

(日本版指標の解釈)
⇒視認性の観点から、指標はなるべく簡潔な記載に。他方、それでは指標の意味するところが分かりにくくなる可能性があるため、解釈を示す。

データソース

(日本版指標が求めるデータ、エビデンスの出典元例)
⇒指標をクリアするために必要なデータの在り処等を示すことで、観光地が指標に取り組みやすくする。

先行事例

(グッドプラクティス、アドバンスレベルの事例)
⇒指標をクリアするための先行的な取組事例等を示すことで、対策方法が分からない観光地での取組を促す。

どのデータを参照すればよいのか、どうすれば指標をクリアできるのか、ヒントを提供し、観光地が取り組みやすいようにする必要。

国際基準に準拠した観光指標

令和2年2月14日
観光庁

背景

- 急速な訪日外国人旅行者の増加も一因として、一部の観光地においては、混雑やマナー違反等の課題への関心が高まっており、いわゆる「オーバーツーリズム」に関連する報道も見受けられるようになっている。
- 近年、観光分野における持続可能な開発目標（SDGs）への貢献についても重要視されており、地域コミュニティや地域の自然・文化と共存する形で観光を推進する必要性の認識が高まっている。
- こうした課題等に対しては、各地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)等が中心となって、観光地を取り巻く多様なステークホルダー間の合意形成を進めながら、持続可能な観光の実現に向けた観光地マネジメントを実施する必要がある。
- こうした背景を踏まえ、観光庁では、各地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)等において多面的な現状把握を行い、その結果に基づいた持続可能な観光地マネジメントを行うための、国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光指標（仮称）」の開発を進めている。（2019年度末完成予定）

日本版持続可能な観光指標(仮称)の基本的な考え方

- **主な指標の活用者**：地方自治体、観光地域づくり法人（DMO）等
- **開発に当たっての留意点**：

国際性 各観光地の取組が海外からの高い評価に結びつくよう、国際的な指標や認証システムに準拠していること。

地域性 我が国の文化、風習、現状に適した基準であること。日本の観光地の特性や多様性にも対応する柔軟性があること。

統一性 観光地間での比較や経年での変化の把握が可能となるように、全国統一的で、持続可能な仕組みにすること。

目的の明確化

- ・ 各観光地の適切なマネジメントを、長期ビジョンを持って進めるに当たっての指針となるものであること。
- ・ 自治体、DMO、観光産業関係者、地域住民等、観光地の多様なステークホルダー間の合意形成に資するものであること。

取組みやすさ

- ・ 地域の既存の取組も活かしながら活用できるものとする。
- ・ 各自治体、DMO等にとって、導入にあたり、過度の人的・財政的負担となるものではないこと。
- ・ 各項目の考え方、データソース、先行事例等を充実させること

持続可能な観光に関する基本的理解

資料4

持続可能な観光に関する基本的理解

＜持続可能な観光とは＞ ※国連世界観光機関(UNWTO)による定義

【1988年】文化的完全性、(地球に) 不可欠な生態学的作用、生物多様性、生命維持システムを持続可能なものとしながら経済的、社会的、審美的ニーズを満たす方法で、すべての資源を管理しているような観光

【2017年】訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の**経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光**

持続可能な観光指標の開発経緯

1988年 UNWTOが「持続可能な観光」について定義

1993年 UNWTO「ツーリズムの持続的マネジメントのための指標」提唱、以降パイロット研究など実施

2004年 UNWTO 「観光地のための持続可能な開発指標・ガイドブック」を発表

※ 観光地の持続可能指標の有効性を論じるとともに、複数の事例を掲載して、指標の活用を促す。

様々な
ニーズ

- ・UNWTO全加盟国での適用を想定、先進国には適さない項目も少なくない。先進国にも適した指標へのニーズ。
- ・エコツーリズム人気の上昇に伴い、宿泊施設やツアーオペレーターへの認証制度やエコラベルが乱立、信頼できる評価基準へのニーズ。
- ・観光の成長に伴い、地域コミュニティのニーズや観光地マネジメントの観点を踏まえた指標へのニーズ。

2008年 **グローバルサステナブルツーリズム協議会 (GSTC) 発足**

2008年 GSTC 最初の「世界規模での持続可能な観光基準」(宿泊施設およびツアーオペレーター向け) を発表

2013年 GSTC **観光地向け基準「Global Sustainable Tourism Criteria for Destination」を発表**

2016年 宿泊施設およびツアーオペレーター向け基準を改訂、2020年 観光地向け基準を改訂

GSTCによる持続可能な観光の国際基準 ～なぜGSTCか？

資料4

GSTCの基準に準拠した指標とする理由

1. 国連世界観光機関（UNWTO）に紐づく唯一の国際的機関GSTCを基盤にすることで国際基準に準拠

GSTCの活動：2008年、世界50以上の団体が連合して、持続可能な観光の国際基準を作るために発足。その後、国連環境計画、UNWTO等の呼び掛けにより、持続可能な観光の共同理解を深めることを目的に活動する協議会となる。GSTCの国際基準は「最低順守すべき項目」と位置付けられ、国連加盟国での順守が求められている。

GSTCの主な役割：持続可能な観光基準に関わる指標の管理と提供、認証機関の認定、教育やトレーニングの実施。

2. GSTCの基準は定期的に更新され、その時代の社会背景や観光の動向を反映した実践的な指標に

2013年 観光地向けの基準を策定。

- ・先進国でも活用しやすく、地域コミュニティのニーズや観光地マネジメントの観点を踏まえた信頼性の高い指標の必要性へ対応。
- ・国連ミレニアム開発目標（2000年採択）である地球規模の課題にも対応する形で策定。

2020年 改訂版発表。よりサステナビリティへのコミットメントを求める内容に。

- 【主な変更点】
- ・各項目において、持続可能性の理念に基づくことを強調
 - ・よりエビデンスの公表・公開を求めるものに
 - ・「国連持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」の課題への対応を明記

3. GSTCと連携した認証機関による評価・表彰制度の活用による、国際プロモーションカやブランドカの向上

GSTCの国際基準に準拠することで、GSTC認定の認証機関による評価・表彰制度にも紐づくこととなる。そのため、日本版持続可能な観光指標（仮称）の取組の延長として当該評価・表彰制度への参画も可能となり、地域の国際プロモーションカやブランドカの向上が期待できる。

日本版持続可能な観光指標(仮称)の概要

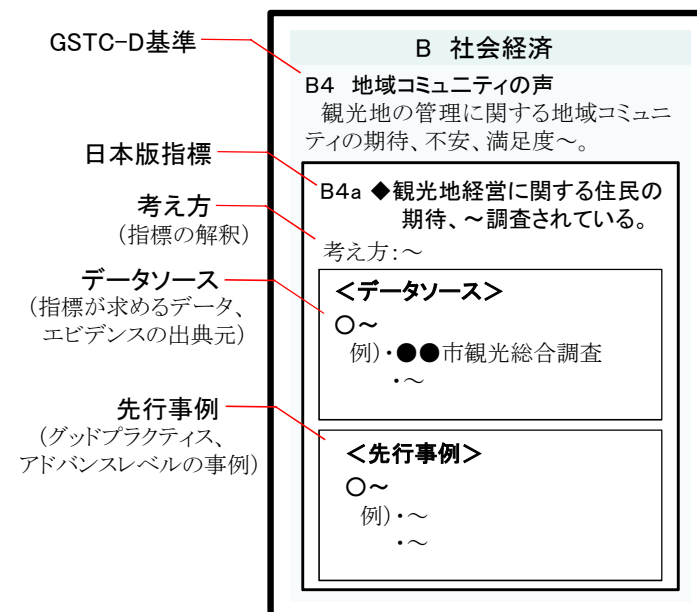
資料4

GSTCおよびGSTC認証機関との連携

- ◆ 2019年12月、GSTCグローバルサミット開催の際に、観光庁よりGSTCに対して、GSTC-Dをベースとした日本版持続可能な観光指標(仮称)をガイドラインとして開発・活用することを発表・説明。
今後、日本版持続可能な観光指標(仮)の承認、日本における研修開催などについて連携予定。
- ◆ GSTC認証機関の一つであるGreen Destinations等では、GSTCの基準に紐づく表彰制度(「TOP100選」等)を設置。今後、日本版持続可能な観光指標を活用した同表彰制度へのエントリーについて、連携をはかるべく調整中。

日本版持続可能な観光指標(仮称)の概要

- ◆ **日本の特性を各項目に反映**した上で、GSTCによる観光地向けの持続可能な観光の**国際基準「Global Sustainable Tourism Criteria for Destination」に準拠**した指標として開発。
- ◆ **持続可能な観光地マネジメントを進める上でのガイドライン**として活用。指標に基づいた取組を進めることで、持続可能な観光地マネジメントを進めることが可能。
- ◆ **Aマネジメント、B社会経済、C文化、D環境**の4分野から構成。
- ◆ 本指標の重要性や活用方法のほか、地域が取り組みやすいように、各項目に対する**データソースや先行事例等を掲載。**
- ◆ 指標に取り組んでいることを示す**観光庁承認のロゴの活用が可能。**



<日本版持続可能な観光指標(仮称)イメージ>

日本版持続可能な観光指標(仮称)の活用を通して期待される効果

① 自己分析ツール

= 観光政策の決定、観光計画の策定に資するガイドラインとして活用

- ・ 地域の強み、課題、成長機会を客観的・定量的に把握可能。
- ・ 地域が目指す姿、取るべき施策が明確化。
- ・ 持続可能な観光の実現に向けた継続的なモニタリングの実践方法を学ぶ機会に。

② コミュニケーションツール

= 地域が一体となって持続可能な地域/観光地づくりに取り組む契機に

- ・ 行政・観光関係者・住民間における、持続可能な観光に関する理解の促進、合意形成の契機に。
- ・ 持続可能な観光の推進を担う人材育成や研修の機会に。

③ プロモーションツール

= 観光地としてのブランド化、国際競争力の向上

- ・ 持続可能な観光に取り組む地域として、優良な訪日客を呼び込むためのプロモーションが可能。
- ・ 国際基準と連携した表彰制度の活用によるブランド力の向上。




※ 世界の86%が「サステイナブルな旅行を希望」、41%が「旅行中によりサステイナブルな行動をとるためのアドバイスを旅行会社から得たい」と回答。(ブッキングドットコム「2019 Sustainable Travel Report」より)

+ 日本版持続可能な観光指標(仮称)へ取り組んでいることを示す観光庁ロゴが活用可能

GSTCと認証団体との関係図

- 自治体等は、持続可能な取組を促進し、デスティネーション向けの認証制度を持つ認証団体（グリーンデスティネーションズ、アースチェック）に申請をして認められれば、表彰を受けることができる。
- 自治体等が独自にグリーンデスティネーションズ等の既存指標に取り組むことは可能であるが、それらは日本の現状に則したものではない。そのため、マネジメントの効果を最大限にするためには日本の現状に則した内容である日本版指標への取組をすすめる。
- 日本版指標への取組によりプロモーション力も高めるということであれば、日本版指標の開発に当たっては、認証団体との連携を行う（相互承認の実現）ことが望ましい。

<認証カテゴリー>

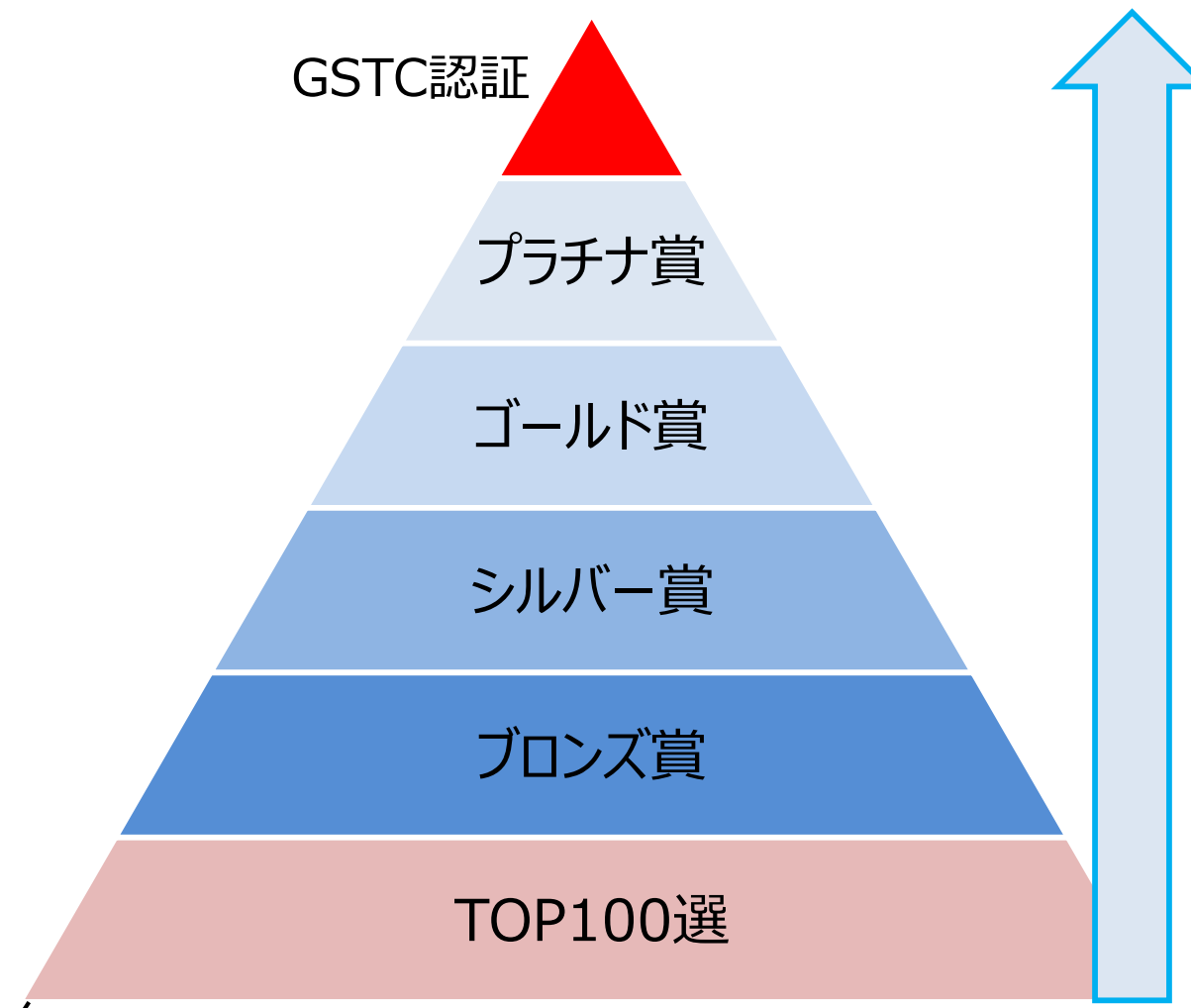
-  宿泊施設
-  ツアーオペレーター
-  デスティネーション



【認証制度の例示】GDSによるGSTC認証取得までのステップ

○ 認証を取得しなければ、観光地としての評価が低いということではない。むしろ、TOP100選にエントリーしている時点で持続可能な取組実施者としてのブランド化につながるもの。

Green Destinations GSTC認証までのステップ



- GSTC認証**
100項目全てをクリアで達成。アメリカ、オランダの各1都市の2都市が認証を取得
- プラチナ賞**
100項目中、90項目以上のクリアで達成
- ゴールド賞**
100項目中、80項目以上のクリアで達成
- シルバー賞**
100項目中、70項目以上のクリアで達成
- ブロンズ賞**
100項目中、60項目以上のクリアで達成
- TOP100選**
GDS指定の30項目中15項目以上のクリアでエントリー可能、エントリーは無料

※TOP100選のみエントリーは無料
ブロンズ賞以降のエントリーにはGDSに会費を支払う

自治体資料(鎌倉市、田辺市)

令和2年2月14日
観光庁

仮指標導入実施の流れ

鎌倉市・田辺市 仮指標導入の流れ

1. 協力地域：神奈川県鎌倉市、和歌山県田辺市
2. 依頼内容：① 第3回検討会時点の日本版持続可能な観光指標（仮称）に対応するデータや事例等の確認
② フィードバック、コメント（仮指標についての意見、日本での同指標普及における課題等）
3. 実施手順：① 12月下旬：事前説明（鎌倉市 12/24、田辺市 12/19）
② 12月末～1月初旬：事務局より、データソース案を洗い出し、両市に送付
③ 1月中旬：データソースの確認、ヒアリング（鎌倉市 1/17、田辺市 1/15）
④ 1月下旬：両市より、実施後の感想のフィードバック、事務局にて結果の整理

データソース収集のコツ及び留意点（事務局）

1. **当該自治体等行政機関のホームページの活用**：自治体等のホームページにある検索BOXから関連語句を入力して検索する。基本的に自治体からの情報を中心に検索。公的機関発行の資料や情報を通して、信用性の高いデータソースを得ることができる。ページ数が多い資料については、ページ内検索を実施。
2. **検索語句**：短めの関連語句を打ち込むと、漏れなく幅広いデータを検索できる。例えば、「気候変動」に関する資料を探すときは「気候変動」、「環境政策」などの語句で検索をする。候補にあがったデータをそれぞれ開き、指標に対応するデータか確認する。
3. **自治体担当者との連携**：候補にあがったデータソースの整合性や他のデータ候補の有無については、自治体の担当者と（各指標項目に相当する業務を扱う担当部局などと横断的に連携して）検討する。
4. **地域のステークホルダーとの連携**：ステークホルダーミーティング等の機会を設定し、データや取組などの情報収集について、役割分担して進めると効率的である。必要に応じて、関係者やコミュニティへのヒアリングなども実施する。（今回は実施せず）
5. その他のデータ：報道機関や地域の事業者等のプレスリリースを参照する。
6. データ収集時に苦労した点：いくつかの関連資料を発見後も実際に、指標に相当する資料の内容を一つ一つ確認していく必要がある。また、当該資料が最新のものかどうかについても留意が必要。
7. データ収集の所要時間：鎌倉市において、全指標項目に対応するデータソースの検索に事務局スタッフ1名の作業でおよそ10時間を要した。検索を行えば、関連する資料は多く見つかるが、検索そのものよりも、発見された資料が指標に対して適切な内容であるか否かを精査するところにより多くの時間が必要となる。

データソース収集のプロセス例：神奈川県鎌倉市の事例

① トップページを検索画面



② 関連語句は短めで検索



- ① 当該自治体等行政機関のホームページの活用
自治体等のホームページにある検索BOXから関連語句を入力して検索。
- ② 検索語句の工夫
関連語句は短めに打ち込むと、漏れなく幅広いデータを検索できる。例えば、「気候変動」に関する資料を探すときは「気候変動」、「環境政策」などの語句で検索をする。候補にあがったデータをそれぞれ開き、指標に対応するデータであるかを確認。
- ③ 候補データを開いて指標に合致する文章を探し内容確認
「気候変動」に関して、探し求めていた地球温暖化対策に関する文章があることが確認されたため、本データを指標に相当するデータとして採用。

③ 候補のデータについて内容を確認する



鎌倉市観光課 実験的取組を通じた感想

1. データ収集について

- ・指標に対応するデータの有無を調べるのは大変な印象だったが、事務局でデータソースを整えていただいていたため、短期間でできた。
- ・指標に対して、確認する事項が明確に示され、「やっている、やっていない」の確認だけであれば、担当部署に照会するだけなので、数週間でできるだろう。詳細の数まで入れることになるとハードルは高くなる。

2. 日本版持続可能な観光指標（仮称）全般について

- ・事務局と一緒に確認を進める中で、指標のいくつかでは、世界の基準の指標と日本の環境があっていないところがあることを理解した（水質など）。そうした指標では、日本の実態にあわせた表現の見直しは必要と思われた。
- ・この指標によって何を実現する（目的）、どのような回答を想定してる、どの程度のエビデンスの提出が必要、などの方針を示す必要があると思われた指標はいくつかあった。独自の解釈での回答を防ぐためにも、観光庁としての方針の記載は必要と思う。

3. 日本版持続可能な観光指標（仮称）の普及に向けて期待する支援

- ・各指標に対して、資料類の見当をつけやすいように、**指標に対するデータソース例を充実**していただくといいと思う。
- ・今回のように、**取組の際には、アドバイザーなどを派遣**していただけるとやりやすいただろう。

<鎌倉市での取り組みが進んでいる指標/取り組みを要する上位5指標>

進んでいる指標	取組を要する指標
ユニバーサルデザイン 多様な受入環境整備 (A8a)	観光による負荷軽減のための財源確保 (A3b)
観光資源となる自然・文化的遺産の保全管理体制 (C1a)	旅行者の消費金額、雇用等に関する調査と公開 (B1a)
観光スポットにおける解説を含む適切な情報の提供 (C5a)	観光による地域への直接的経済波及効果の調査と公開 (B1b)
廃棄物処理状況をモニタリング (D10a)	観光による地域への間接的経済波及効果の調査と公開 (B1c)
環境負荷の小さい交通機関の利用促進 (D12a)	旅行者を管理する体制がある(C2a)

※指標項目番号及び項目名は、第3回検討会当時の日本版持続可能な観光指標（仮称）のものであり、現時点版とは異なる。

日本版持続可能な観光指標（仮称）をもとに自己分析した結果

○ 鎌倉市 自己分析結果抜粋

日本版指標（案）		鎌倉市	
B8. a	◆事業者や旅行者が住民と共に、地域社会や地域の文化・自然環境の保全に貢献できる機会がある	○	鎌倉市海浜の環境保全 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/kaigan_kankyohozen.html クリーンアップかまくら市内一斉清掃 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/cleanup-kamakura.html
B9. a	◆地元の中小企業向けに、 持続可能なビジネスの促進に関する研修の機会 がある	×	・「持続可能な観光ビジネス」についてのプログラムや研修支援などはない。 ・商工課による、起業家を支援する「鎌倉市商工業元気アップ事業」はある。一定の基準を満たすと補助金が提供される。地域に根差した事業が中心で、中小企業のスタートアップ支援。観光分野に限ったものではない。 「鎌倉市商工業元気アップ事業」 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/sien/genki_up.html 鎌倉市創業に関する相談 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/sien/support_start4.html
B9. b	◆地域の 自然や文化に基づいた 特産品やサービスの利用を促進している	○	・商工課 ・鎌倉の素材を元にした商品や体験サービスなど。梅ワインなど 鎌倉観光公式ガイド https://trip-kamakura.com/
	→地域の持続可能性につながる特産品開発やサービス提供の促進を図るプログラムがある	○	第三期鎌倉市観光基本計画 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/dai3ki_kankouihonkeikaku.pdf
	→上記の取り組みは、観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者、供給者（サプライヤー）も対象とする	○	・鎌倉彫などの後継者育成支援

※指標項目番号及び項目名は、第3回検討会当時の日本版持続可能な観光指標（仮称）のものであり、現時点版とは異なる。

田辺市観光振興課、一般社団法人 田辺市熊野ツーリズムビューロー 実験的取組を通じた感想

1. データ収集について

- ・指標項目において、観光担当部署である観光振興課だけでは、把握しきれない詳細な部分（環境・水道・都市計画など）もあったため庁内関係部署への聞き取りや取りまとめに苦慮した。

2. 日本版持続可能な観光指標（仮称）について

- ・今回策定する日本版持続可能な観光指標（仮称）については、観光担当部署が把握しているものだけではないため、**全体の調整や連携、共通認識を図る必要性**があることを感じた。
- ・観光産業の裾野が幅広い分野に広がっていることを実感するとともに、**官民協働で取り組んでいかなければならない**と感じた。
- ・今回の取組を通じ、**観光地マネジメントの必要性を改めて認識**した。また、当地域のメインの観光資源「世界遺産 熊野古道」を**世界に向けて情報発信・誘客するために、今後、世界基準に準じた地域経営を行う必要性を強く感じた。**

3. 日本版指標（仮称）の普及に向けた支援

- ・日本版持続可能な観光指標（仮称）を満たすための実践的な**研修やアドバイザー派遣、財政支援**があればより取り組みやすい。

<田辺市での取り組みが進んでいる指標/取り組みを要する上位5指標>

進んでいる指標	取組を要する指標
観光地の管理組織（A2a）	気候変動への適応（A5a）
観光資源となる自然・文化的遺産の保全管理体制（A8a）	環境リスク（D1a）
持続可能性の基準（A11a）	省エネルギー（D5a）
観光への意識向上と教育（B6a）	水資源の管理（D6a）
コミュニティへの支援（B8a）	光害と騒音(D11a)

※指標項目番号及び項目名は、第3回検討会当時の日本版持続可能な観光指標（仮称）のものであり、現時点版とは異なる。

日本版持続可能な観光指標（仮称）をもとに自己分析した結果

○ 田辺市 自己分析結果抜粋

	日本版指標（案）	田辺市	
C5. a	<p>◆観光スポットにおいて、解説を含む適切な情報が提供されている</p> <p>→地域のストーリーとして地域住民と協力して作成されている</p>	○	<p>・名所の掲示板、4言語対応（日英中韓）</p> <p>田辺市 観光センター http://www.city.tanabe.lg.jp/kankocenter/index.html</p>
	<p>→旅行者に適した言語で伝えられている</p>	○	<p>・4言語対応</p> <p>田辺市熊野ツーリズムビューロー インバウンド事例調査レポート https://action.jnto.go.jp/wpcontent/uploads/2019/01/tanabe_inbound_0315_6.pdf</p>
C5. b	<p>→解説内容を活用しているツアーガイドの研修がある</p>	○	<p>・ガイド協会が主導 ・KWG（鎌倉ウェルカムガイド）</p> <p>和歌山県 観光交流課 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062500/index.html</p>

※指標項目番号及び項目名は、第3回検討会当時の日本版持続可能な観光指標（仮称）のものであり、現時点版とは異なる。

鎌倉市でのRESAS実験



①TOP画面「メインメニュー」をクリックすると以下、8カテゴリでデータ検索が可能。調べたいカテゴリと対象地域を選択する。

1. 人口マップ
2. 地域経済循環マップ
3. 産業構造マップ
4. 企業活動マップ
5. 観光マップ
6. まちづくりマップ
7. 雇用／医療・福祉マップ
8. 地方財政マップ

8つのカテゴリ別 データ一覧

地域経済分析システム (RESAS) マップ一覧[81メニュー]

1. 人口マップ		<農業>	5. 観光マップ
1-1. 人口構成		3-4-1. 農業の構造	<国内>
1-2. 人口増減		3-4-2. 農業産出額	5-1-1. 目的地分析
1-3. 人口の自然増減		3-4-3. 農地分析	5-1-2. From-to分析 (宿泊者)
1-4. 人口の社会増減		3-4-4. 農業者分析	5-1-3. 宿泊施設
1-5. 新卒者就職・進学		<林業>	<外国人>
1-6. 将来人口推計		3-5-1. 林業総収入	5-2-1. 外国人訪問分析
1-7. 人口メッシュ		3-5-2. 山林分析	5-2-2. 外国人滞在分析
1-8. 将来人口メッシュ		3-5-3. 林業者分析	5-2-3. 外国人メッシュ
2. 地域経済循環マップ		<水産業>	5-2-4. 外国人入出国空港分析
2-1. 地域経済循環図		3-6-1. 海面漁獲物等販売金額	5-2-5. 外国人移動動向分析
2-2. 生産分析		3-6-2. 海面漁船・養殖面積等分析	5-2-6. 外国人消費の比較 (クレジットカード)
2-3. 分配分析		3-6-3. 海面漁業者分析	5-2-7. 外国人消費の比較 (クレジットカード)
2-4. 支出分析		3-6-4. 内水面漁獲物等販売金額	5-2-8. 外国人消費の比較 (免税取引)
2-5. 労働生産性等の動向分析		3-6-5. 内水面漁船・養殖面積等分析	5-2-9. 外国人消費の比較 (免税取引)
3-6-6. 内水面漁業者分析			
3. 産業構造マップ		4. 企業活動マップ	6. まちづくりマップ
<全産業>	<企業情報>	4-1-1. 産業間取引 (※)	6-1. From-to分析 (滞在人口)
3-1-1. 全産業の構造 (一部※)	4-1-1. 産業間取引 (※)	4-1-2. 企業間取引 (※)	6-2. 滞在人口率
3-1-2. 稼働力分析	4-1-3. 表彰・補助金採択	4-1-3. 表彰・補助金採択	6-3. 通勤通学人口
3-1-3. 企業数	4-1-4. 創業比率	4-1-4. 創業比率	6-4. 流動人口メッシュ
3-1-4. 事業所数	4-1-5. 経営者平均年齢 (※)	4-1-5. 経営者平均年齢 (※)	6-5. 事業所立地動向
3-1-5. 従業者数 (事業所単位)	4-1-6. 黒字赤字企業比率	4-1-6. 黒字赤字企業比率	6-6. 施設周辺人口
3-1-6. 付加価値額 (企業単位)	4-1-7. 中小・小規模企業財務比較	4-1-7. 中小・小規模企業財務比較	6-7. 不動産取引
3-1-7. 労働生産性 (企業単位)	<海外取引>	<海外取引>	7. 雇用／医療・福祉マップ
<製造業>	4-2-1. 海外への企業進出動向	4-2-1. 海外への企業進出動向	7-1. 一人当たり賃金
3-2-1. 製造業の構造	4-2-2. 輸出入取引	4-2-2. 輸出入取引	7-2. 有効求人倍率
3-2-2. 製造業の比較	4-2-3. 企業の海外取引額分析	4-2-3. 企業の海外取引額分析	7-3. 求人・求職者
3-2-3. 製造品出荷額等	<研究開発>	<研究開発>	7-4. 医療需給
<小売・卸売業 (消費)>	4-3-1. 研究開発費の比較	4-3-1. 研究開発費の比較	7-5. 介護需給
3-3-1. 商業の構造	4-3-2. 特許分布図	4-3-2. 特許分布図	8. 地方財政マップ
3-3-2. 商業の比較			8-1. 自治体財政状況の比較
3-3-3. 年間商品販売額			8-2. 一人当たり地方税
3-3-4. 消費の傾向 (POSデータ)			8-3. 一人当たり市町村民税法人分
3-3-5. From-to分析 (POSデータ)			8-4. 一人当たり固定資産税

凡例
赤字 : 2020年1月29日データ更新メニュー
(※) : 限定メニュー

日本版持続可能な観光指標 (仮称) においても、活用できるデータは多々存在する。一方で、雇用データなどは、観光分野では、「宿泊業、飲食サービス業」の分類しかないため、全体像の把握は難しいなどの課題はある。

鎌倉市でのRESAS実験

各論⑦ 観光

日本人・外国人訪問客の状況を訪問者数・消費額等の観点から概観します。

<観光マップ>

サマリーデータ →

○ メリット

- 対象地域を選択すると、サマリーデータとして、一括表示されるため、手軽でわかりやすい。

○ デメリット

- 日本人と外国人のデータが別々に表示され、合計の数字や表・グラフ類がない。合計数を出すには、別途、追加作業が必要となる。

①(日本人)休日14時に指定地域に滞在した人口の居住都道府県別割合

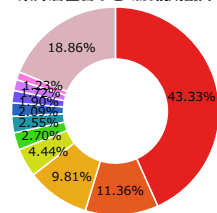
まちづくりマップ>From-to分析(滞在人口) → 「グラフを表示」

- 休日14時に自地域に滞在した県外居住者について居住都道府県別構成比を示しています。
- 休日日中にごからの訪問客が多いのかを把握できます。

滞在人口合計：170,822人 (うち県外居住者：22,032人 県外割合：12.90%)

(2019年6月・休日14時)

県外居住者の地域別構成割合



- 1位 東京都(9,546人)
- 2位 埼玉県(2,503人)
- 3位 千葉県(2,162人)
- 4位 静岡県(979人)
- 5位 愛知県(594人)
- 6位 茨城県(561人)
- 7位 群馬県(461人)
- 8位 栃木県(419人)
- 9位 大阪府(379人)
- 10位 長野県(272人)
- その他(4,156人)

【出典】株式会社NTTドコモ-株式会社ドコモ-インサイトマーケティング「モバイル空間統計」

【注記】滞在人口とは、指定地域の指定時間(4時、10時、14時、20時)に滞在していた人数の月間平均値(平日・休日別)を表している。

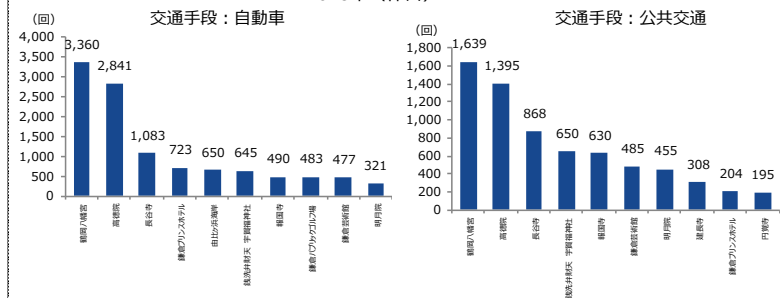
滞在人口率は、滞在人口(株式会社NTTドコモ-株式会社ドコモ-インサイトマーケティング「モバイル空間統計」)÷国勢調査人口(総務省「国勢調査」夜間人口)で表される。
15歳以上90歳未満の人口を対象。

②観光施設等を目的地とした検索回数ランキング

観光マップ>国内>目的地分析 → 「目的地検索ランキングを表示」

- 自地域の観光施設等で、経路検索サービスにおいて目的地として検索された回数の多いものを表示します。
- 自地域において集客力のある観光施設を把握できます。

2018年(休日)



【出典】株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」

【注記】検索回数は、同一ユーザの重複を除いた月間のユニークユーザ数。下記条件に全て該当した場合のみ表示。

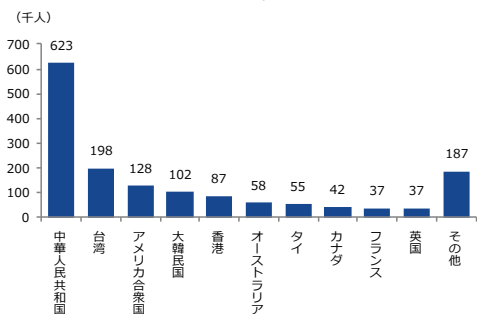
- 施設分類が、観光資源・宿泊施設や温泉、広域からの集客が見込まれるレジャー施設や商業施設に該当
- 年間検索回数が自動車は50回、公共交通は30回以上
- 年間検索回数が全国1000位以内または都道府県別50位以内または市区町村別10位以内

③(外国人)指定地域への国・地域別外国人訪問客数【都道府県単位】

観光マップ>外国人>外国人訪問分析 → 「指定した都道府県で分析する」

- 外国人訪問客数を国・地域別に示しています。
- どこからの訪問客が多いのかを概観できます。

2018年



【出典】観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局(NTO)「訪日外客数」

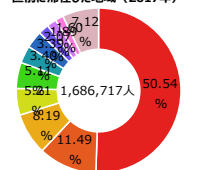
【注記】「地域別の訪日外客数=地域別の訪問率【観光・レジャー目的】×訪日外客数×旅行目的別構成比【観光・レジャー目的】」により推計している。

④(外国人)指定地域への移動関連分析【都道府県単位】

観光マップ>外国人>外国人移動関連分析 → 「グラフを表示」

- 自地域に滞在した外国人訪問客が、直前・直後に滞在していた地域を示しています。周遊ルート等の検討に活用できる情報です。

直前に滞在した地域(2017年)



鎌倉市でのRESAS実験



②TOP画面「データ分析支援」をクリックすると「人口対策」、「第二次・第三次産業」、「外国人観光客」のテーマのもと、代表的な分析画面を抽出して表示される。

- 各分析画面には、分析の視点となる「グラフの見方」、全国傾向と選択した地域の特徴等を示す「示唆」が表示される。
- 分析結果から施策を検討するヒントとしての「施策検討例」等、分析を支援する様々なコメントが表示される。

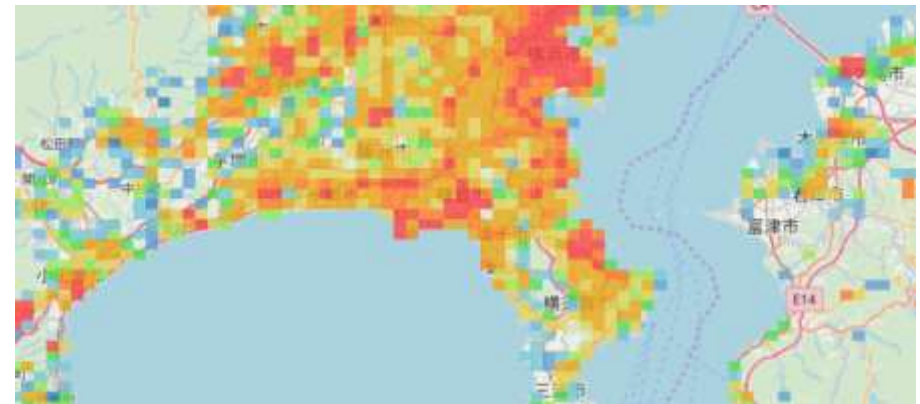
RESASは、観光による地域への経済効果（直接、間接等）を算出するために必要ないくつかの個別データがそろっており、活用すれば比較的容易に抽出できる。また、地域の観光動向を示すデータ類も含まれ、課題の発見や対応策を検討する際の情報源として活用価値が高い。

データ例①：「外国人滞在分析」



＜示唆＞ 2019年4月の鎌倉市の外国人滞在人口は夜間より昼間が多く、外国人の宿泊客を取り込めていない可能性がある。

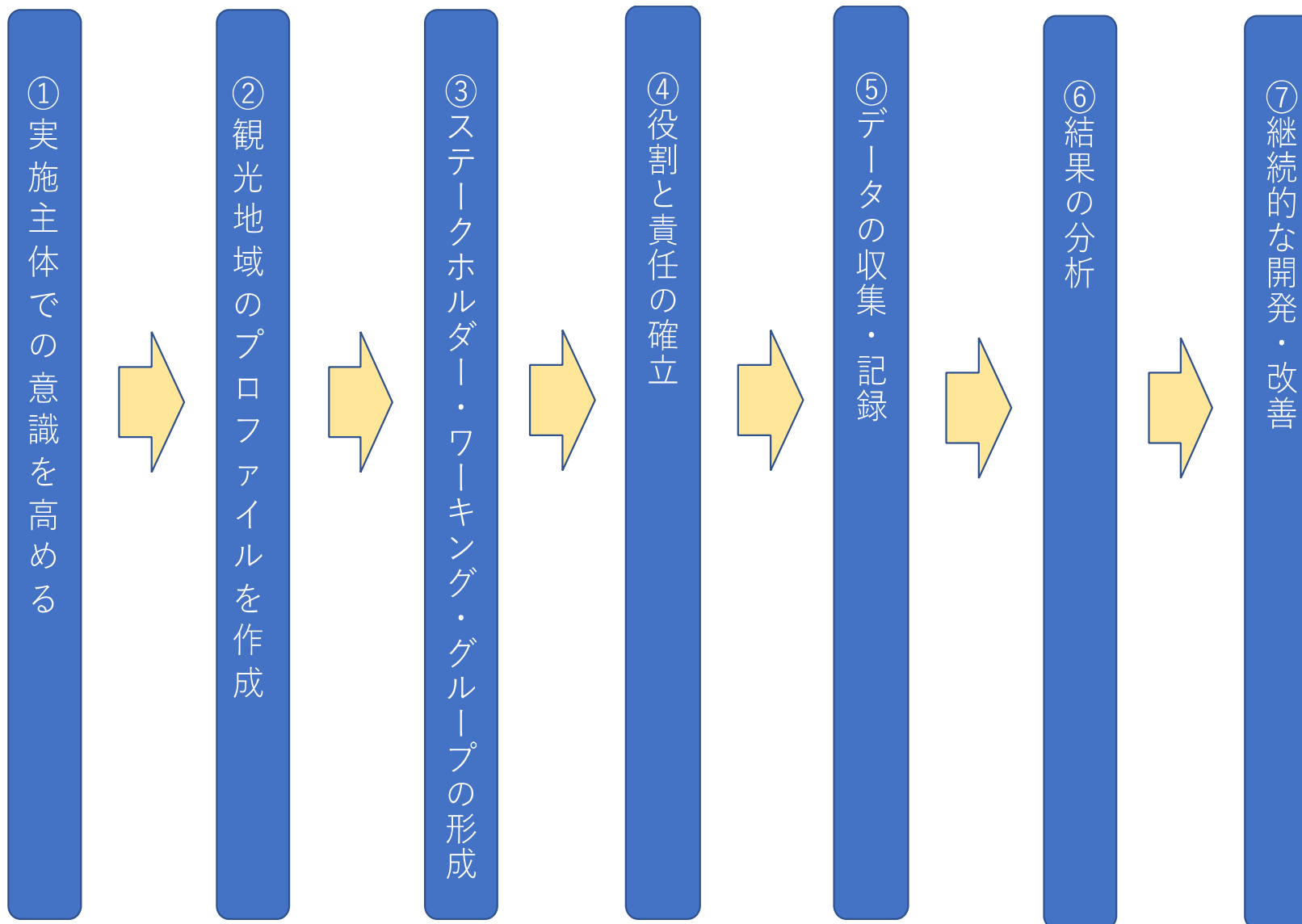
データ例②：「外国人メッシュ分析」



＜図の見方＞ 地図の色は、人の集まりを表す。赤色に近いほど人が多く集まる場所である。（駅周辺、近隣主要都市、観光地など）外国人の集まる地域を確認して、当該地域からの誘客を検討したり、誘客の点で連携できる自治体を探す際の参考とすることができる。

日本版持続可能な観光指標(仮称)の活用要領

令和2年2月14日
観光庁



観光地が日本版持続可能な観光指標（仮称）の趣旨を理解し、当該指標を活用して地域の持続可能性を測定することを決定したら、上記手順を進めるとよい。

指標導入のステップ②

資料6

① 実施主体での意識を高める

日本版持続可能な観光指標（仮称）の活用の決定後、そのことをできるだけ多くのステークホルダーに伝えることが重要。取組への参加者を増やし、地域における持続可能な観光へのコミットメントを認識させることによって、指標の結果に基づいて実施する取組への協力を促す。



② デスティネーションプロフィールを作成

デスティネーションプロフィールを作成し、ステークホルダー間で共有することにより、**共通認識**を持って取組に当たることが可能。（資料6別紙参照）



③ ステークホルダー・ワーキング・グループ（WG）の形成

可能であれば、ホテル・旅館、ツアーガイド、商工会議所、都市開発事業者、環境開発事業者、エネルギー供給事業者、林業、廃棄物管理部門、給水部門、警察、空港・港湾、関連学術機関等をWGのメンバーにすることを推奨。**既存の委員会またはタスクフォースがある場合、その延長として当該WGを開催すれば取り組みやすい。**



④ 役割と責任の確立

③の各メンバーについて、主にどのターゲット（指標項目）を担当するのかを明確にし、責任感を醸成し、効率的に取り組を進めることが重要。

⑤ データの収集・記録

観光地の目的・状況に応じて採用したい指標項目を選択（必ずしも毎年全ての指標項目に取り組む必要はなく、できるもの・やりたいものから進めていけば良い）、収集したデータを集約し、観光地の実態を把握するために活用。

⑥ 結果の分析

WGにおいて、収集された情報の結果を確認・分析し、目標を設定。

⑦ 継続的な開発・改善

指標とデータを定期的にレビューし、可能な範囲で、観光地の実情に応じて追加で、当初に選択しなかった別の指標項目やグッドプラクティスにも取り組むことが重要。取り組む指標項目の範囲を広げることで、よりよい観光地の構築に資する。

また、指標を通じて設定した目標（⑥）を、中長期の観光計画にも盛り込むことが重要。

【スタート】デスティネーションプロフィールを作成する

自治体の基本情報や地理的情報、主要観光地情報、主な交通アクセスや観光統計などを記入するデスティネーションプロフィール（観光地の履歴書のようなもの）を作成。これによって地域の属性や全体像を一覧化させることが可能。

なお、最低限の取組として、デスティネーションプロフィールを作成することにより、**感覚論ではなくデータに基づいた計画の策定等に活かす**ことができる。また、デスティネーションプロフィールの各欄は、指標にあるさまざまな項目に関連しており、定期的な見直しを行うことを推奨。



【初級】チェックシートとして活用

指標の各項目をチェックシートとして活用することで、最小限の作業時間で当該地域の自己分析を行うことが可能。

また、チェックシートとしての活用を通じて指標の全項目を読み込むことにより、持続可能な観光地域になるために**国際的に求められている事項を把握**することが可能。**これまで意識していなかったニーズについての気づき**を得ることが可能。

なお、チェックシートとしての活用方法は、実施主体による自己評価で、○×評価、5段階評価など取り組みやすいように進めればよい。



【中級】モニタリングツールとして活用

取組当初から全項目のデータソースの収集、モニタリングは非常に困難な地域が多いと考えられるため、**最初は実施地域にとって特に重要だと判断される項目のみを選定し、継続してモニタリング**を行うことが重要。そのため、**最初は5項目、10項目と少数から始めることでも構わない**。(むしろ、最初から無理をして多くの項目に取り組もうとして、結果、継続できなくなってしまうことは本末転倒。)

その後、取組の進捗や他業務との兼ね合いなどから、**実施項目数を徐々に増やすことが望まれ**、そういった過程を通じて当該地域の持続可能性を向上していくことが重要。

なお、取り組む項目については、ヒアリング・アンケート結果、ICT等を活用して収集した情報、統計調査結果といったデータを収集し、モニタリングを行うこととなる。



【上級】認証団体の認証・表彰を目指す

自己評価(中級)だけでなく、**認証団体による評価を受け、表彰の獲得を目指す**。

また、取り組むべき項目についても、当該自治体の判断による項目のみならず、**認証団体が指定する項目(国際的に比較的重要だと判断されている項目)**を必須項目として取り組む必要。

認証団体からは、各指標項目の取組について「**検証のプロセスが整理されていること**」が求められているため、**認証・表彰を目指すのであれば、P D C Aサイクルをしっかりと回していることを説明することが必要**。

【中上級向け】

UNWTO駐日事務所の活用・アドバイザーの派遣

UNWTOが所管するINSTO(※)の観測所が設置(設備等は不要)されると、依頼元(指標を実施している担当者らのWG)はUNWTOからモニタリング結果に基づく政策等についてのアドバイスを受けることが可能。UNWTOのお墨付きを得た政策を打ち出すことにより取組に対する住民等の理解、協力を促すこと期待される。

※INSTO: International Network of Sustainable Tourism Observatories

2004年より開始。観光地単位でUNWTOの開発した持続可能な観光指標等に基づいてモニタリングを行うネットワーク。

その他

取組に向けての参考資料を作成

- データ収集の着眼点、留意事項
- 取組前、取組中の心構え
- 先行事例集
- 用語集
- GSTC-D(日本版持続可能な観光指標(仮称)のベース)
- 全国アンケート結果概要 等

自治体コード: _____

ディスティネーション・プロフィール

最終更新日: _____

組織概要			
ディスティネーション名		ディスティネーションタイプ	都市 歴史文化 自然 温泉 リゾート
代表住所		代表電話番号	

地理的情報										
所属する地方自治体の名称				DMOの名称・設置年				設置年	年	
人口	面積	人口密度			都市部が占める人口					
土地利用状況	農用地 道路	%	森林 宅地	%	原野 その他	%	水面・河川・水路	%		
特徴的な自然環境	海・山(高山・低山)・川・平原・その他()				海拔高度	平均	m	最大	m	
気象	年間降水量	mm			降水日数	日				
	最暖月年平均気温	°C			最寒月年平均気温	°C		月		
観光の目玉										

環境		社会		経済			
年間CO2排出量 (D11)	tco2/年	サステナビリティ・コーディネーター (A2)	有・無	地域経済循環分析 (B1)	有・無	実施年	年
環境負荷の少ない交通の利用プログラム(D12)		ステークホルダー・ワーキンググループ (A2)	有・無	平均観光消費額 (B1)	手段: RESAS/EMCalc/その他()		
有・無	徒歩・自転車・その他()	景観保全条例・計画 (C1)	有・無				円




交通			
主要な鉄道駅		最寄りの国内空港(航空会社)	
バス運行会社		最寄りの国際空港	
主要タクシー乗り場		フェリー・船舶乗り場(クルーズ会社)	





観光													
宿泊業・飲食サービス業雇用者数(B1)			人(男女比 :)										
月別 観光客推計 (百人) (A11)	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	宿泊者数 日帰り客数 計												
年別 観光客推計 (百人) (A11)	(直近5年)	年		年		年		年		年			
	宿泊者数												
	日帰り客数												
	計												
	国内												
	外国人												
観光客の主要な来訪目的(上位5つ)(A11)													
外国人宿泊客の主な国 (上位5カ国)(A11)	年	国名 宿泊客数 構成比											その他
主な宿泊施設収容力 (A11)	年	種別 軒数 定員	ホテル	旅館	民宿	ゲストハウス	民泊	その他					





※ 各欄に記載されている(D11)、(A2)等の標記は、日本版持続可能な観光指標(仮称)の項目番号を示す。

※ CSTC-D Version 2と日本版指標(案)の各指標項目が左右で1対1対応をしている訳ではない(トータルで対応)。

CSTC-D Version 2 GSTC-Dの指標		日本版指標(案)
注釈	和訳案	
SECTION A: Sustainable management 持続可能なマネジメント		
A(a) Management structure and framework マネジメントの組織と枠組		
	A2 デスティネーション・マネジメント戦略と実行計画 デスティネーションでは、複数年にわたるマネジメント戦略と実行計画を策定し、施行している。それらは公開され、デスティネーションの規模に見合っており、ステークホルダーとの協議により、持続可能性の原則に則って策定されている。戦略には、観光資産の特定、評価が含まれ、社会経済、文化、環境に関する課題やリスクへの考慮が含まれている。この戦略は域内での持続可能な開発指針と実行に関連し、より深く影響を与える。	A 1 持続可能な観光の基本理念に基づき、環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理及び景観に関する内容を含む、「日本版持続可能な観光指標(仮称)」に取り組むこと明記した観光計画がある
	a. 現行のデスティネーション戦略と活動を示す、公的文書がある。	a. 複数年計画である
	b. 戦略と計画は明確に示され、オンラインで公開されている。	b. 定期的な見直し(少なくとも5年ごと)及び一般公開をしている
	c. 計画策定においては、ステークホルダーが参画する協議の機会やミーティングの記録がある。	c. 住民参加によって策定している
	d. 戦略と実行計画に、持続可能性原則への言及、観光資産、課題やリスクの評価に関する項目がある。	d. 上記の計画に関連する取組の結果を公開している
	e. 戦略及び実行計画に、SDGsの達成を含むより広範囲な持続可能な開発指針について具体的な言及がある。あるいは、逆に、持続可能な開発指針に戦略及び実行計画が具体的に書かれている。	
 	A1 デスティネーション・マネジメントの責任 デスティネーションには、官民セクターと市民の参画のもとで、持続可能な観光を連携して推進することに責任を持つ組織、部局、グループや委員会がある。このグループは定められた責任を持ち、社会経済、文化、環境に関する課題への対応を監督、実行する権限を持つ。同グループは、適切な資金を有し、デスティネーション・マネジメントを実行するにあたり、多様な組織と連携し、十分な人材(持続可能性の分野で経験を有する人材を含む)があり、運営及び経済活動における持続可能性と透明性の原則に従う。	A 2 持続可能な観光を推進する責任を担う管理組織がある
	a. グループの組織構成と責任について明記した文書がある。	a. 管理組織には、持続可能な観光の推進に専従できる担当者(サステイナビリティ・コーディネーター(仮称))がいて役割が定められている
	b. 現在並びに長期の財源を明記した資金計画と予算がある。	b. 官民、住民が参加する「ステークホルダーワーキンググループ(仮称)」は定期的に意見交換の機会がある
	c. 他組織との連携や協働に関する記録がある。	c. 管理組織の構成員は部局横断的かつ観光地域の規模に見合ったものである

	d. 正規雇用・契約雇用の職員(スタッフ)が職務に適切な経験を持つことを示す人事記録がある。	d. 管理組織運営のための財源が確保されている
	e. 運営や契約締結に際し、持続可能性や透明性の原則への理解と遵守を示すガイドライン及び手順がある。	
	A3 モニタリングと結果の公開 観光に起因する社会経済、文化、環境的課題や負荷を定期的に計測し、対応するシステムがある。活動やその結果は定期的に計測し、評価、公表されている。計測システムも定期的に見直しされている。	A 3 観光に起因する環境、経済、社会、文化、人権に関する課題について定期的に調査し、一般公開している
	a. 社会経済、文化、環境指標や目標が定量的に設定されている。	a. 調査の仕組みが定期的に見直されている
	b. これらの指標に沿って目標が測定がされ、少なくとも毎年その結果が記録、公表されている。	A 4 観光による負荷（オーバーツーリズム関連の課題等）軽減のための財源が確保されている
	c. 実行内容と結果の定期的な計測と報告に関し、公的文書がある。	
	d. 計測システムそのものの見直しが、定期的に行われている。	
A(b) Stakeholder engagement ステークホルダーの参画		
 	A4 事業者連携とサステナビリティ・スタンダード 定期的に観光事業者に持続可能性に関する課題について情報提供し、事業をより持続可能にすることを奨励、支援している。デスティネーションは事業者可能な範囲で、GSTC-I認定スタンダードやGSTC-I認証システムの導入など、サステナビリティ・スタンダードの導入を推奨する。 デスティネーションでは、サステナビリティ認証を受けた事業者が公表されている。	A 5 事業者がGSTC公認のトレーニングプログラムを受講している
	a. 観光関連事業者に、持続可能性に関する課題について定期的に情報提供している(メディア、ミーティング、直接連絡を取るなど)記録がある。	a. トレーニングの参加状況を把握し、公表している
	b. 観光関連事業者向けの、持続可能性に関する助言や支援があり、それが推進されている。	
	c. サステナビリティ・スタンダード(GSTC認定/認証か否かも含めて)に関する認証を得ている事業者の数と割合は公開されており、またそれを増やす目標を定めている。	
	d. 認証制度の推進に関する記録がある。	
	e. 観光関連の認証取得事業者及び更新事業者のリストがある。	

 	<p>A5 住民参加と意見聴取</p> <p>デスティネーションでは、持続可能な計画やマネジメントに関して住民の参加を可能とし、それを促進している。地域コミュニティにおける観光の持続可能性やデスティネーション・マネジメントへの期待、不安や満足度は定期的集計され、結果が公開され、必要に応じて対策が取られている。デスティネーションが持続可能な観光への可能性や課題について理解を深め、コミュニティの対応力を高める仕組みがある。</p>	<p>A 6</p> <p>観光地経営について行政・民間事業者・住民の三者で構成される体制がある</p>
	<p>a. デスティネーションにおいて持続可能な計画やマネジメントへの住民の参加を促進し、実施している記録がある。</p>	<p>a. 観光地経営について住民が参加し、話し合う機会が年1回以上ある</p>
	<p>b. 参加の形式と度合に関する情報がある。</p>	
	<p>c. 観光に関する課題に対して、住民調査やその他の意見聴取の仕組みがある。</p>	<p>A 7</p> <p>観光地経営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に調査されている</p>
	<p>d. 住民意見への対応策に関する記録がある。</p>	<p>a. 一般公開されている</p>
		<p>b. 少なくとも毎年度行われている</p>
		<p>c. 次年度の運営改善（肯定的な回答割合の増加等）に役立っている</p>
	<p>e. 住民に提供される観光に関する情報、教育、トレーニングなどの取組がある。</p>	<p>A 8</p> <p>地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の可能性や課題に関する教育プログラムがある</p>
		<p>a. 児童・生徒に対して観光に関する教育が実施されている</p>
 	<p>A6 旅行者の参加と意見聴取</p> <p>デスティネーションでは、地域での観光体験の質や持続可能性に関して、旅行者の満足度を調査し、結果が公開されている。また必要に応じて対策が取られている。旅行者には、デスティネーションにおける持続可能性に関する課題や実行可能な対応策に関する情報が提供されている。</p>	<p>A 9</p> <p>旅行者満足度アンケートを実施している</p>
	<p>a. 旅行者調査やその他の意見聴取の取組が実施され、結果は公開されている。</p>	<p>a. 定期的に（少なくとも毎年度）実施している</p>
	<p>b. 調査や意見聴取には、持続可能性に関する旅行者の反応が含まれている。</p>	<p>b. アンケート結果を公開している</p>



	c. 旅行者調査や意見聴取の結果をふまえて取られた対応策の記録がある。	c. 上記アンケート結果に基づいた、旅行者満足度向上のための対策を講じている
	d. 持続可能性の課題やそれらへの対応策を示す、旅行者向けの情報がある。	
 	A7 プロモーションと情報 商品、サービスや持続可能性に関する販売促進や旅行者向け情報は、正確なものである。マーケティングのメッセージやその他の広報活動は、デスティネーションの持続可能性に関する価値観や取組を反映しており、地域のコミュニティや自然及び文化的資産を尊重している。	A10 市場調査に基づき、観光地が求めるターゲット層の誘致拡大に向けたプロモーションが実施されている
	a. 適切な内容かつ最新の情報に基づく販売促進の素材・資料がある。	a. プロモーションにおいては正確な情報発信を行っている
	b. デスティネーションの販売促進や情報発信について、正確さや適切さをチェックする仕組みがある。	b. プロモーションの効果測定を行なっている
	c. 広報活動向けの情報内容とその伝達について、地域住民や環境・文化団体と協議した記録がある。	c. 求めるターゲット層の誘致拡大に向けた新商品の開発に取り組んでいる
A(c) Managing pressure and change 負荷と変化の管理		
 	A8 旅行者の数と活動の管理 デスティネーションでは、旅行者を管理する体制があり、その体制は定期的に見直されている。旅行者の数や活動を調査している。また、地域経済、コミュニティ、文化遺産や環境に関する必要事項とのバランスを取るために、特定の時期や場所では必要に応じて旅行者の数や活動を抑制するなどの対策が取られる。	A11 旅行実態を把握している
	a. デスティネーション・マネジメント戦略と実行計画では、季節性や旅行者の分散に対処している。	a. 宿泊客数及び日帰り客数を計測・公開している
	b. 最も旅行者数が多い場所を含め、旅行者数の通年の変動が調査・把握されている。	b. 客数の計測は、全体、外国人・日本人別、年齢・月別に分かれている
	c. 旅行者数と観光活動の影響は、調査活動及びコミュニティやステークホルダーからの意見聴取によって明らかにされている。	c. 繁閑差を考慮した誘客のための取組を行っている
	d. 旅行者の移動と影響を管理するための対策が取られている。	d. 月ごと（季節ごと）の観光客数を計測している
	e. マーケティング戦略とターゲット層の選定は、旅行者の訪問傾向、観光活動の影響やデスティネーションの事情や必要性を考慮している。	e. 旅行者の目的・行き先などを把握している

		f. 夜間の人の動態を把握している
 	<p>A9 計画に関する規制と開発管理</p> <p>デスティネーションでは、開発する場所の立地や性質を管理し、環境、経済、社会文化への影響評価を必須とし、持続可能な土地利用、設計デザイン、建設、解体を統合的に行うガイドライン、規制、方針を設定している。</p> <p>不動産の賃貸や利権を含む観光地運営に対する規制がある。ガイドライン、規制、方針は市民の参加のもとに設定され、広く周知され、遵守されている。</p>	<p>A 1 2</p> <p>自然及び文化的資源の保護計画やゾーニングに関するガイドライン、規制、方策がある</p>
	a. 開発を管理するための特定の方針、規制、ガイドラインがあり、日付と表題が明記された文書となっている。	a. 住民の意見を聴取・反映し、十分なレビューの元に定めている
	b. 環境、経済、社会文化的な影響を網羅した影響評価要件が明記されており、デスティネーションにおける長期課題に対応するために十分な規模のものである。	b. 一般公開され、遵守されている
	c. 不動産賃貸や観光利用の運営に関する特定の規制があり、その適用や遵守について文書がある。	<p>A 1 3</p> <p>民泊に関する相談窓口が設置されている</p>
	d. 方針、規程、ガイドラインの開発プロセスに住民が参画している記録がある。	a. 不適切な民泊があった場合に適切な指導を行っている
	e. 先住民や少数民族が住む地域において、観光開発の提案及び実施時に、彼らとの協議に基づいた合意文書が作成されている。	
	f. 観光開発の計画、また実行段階において、方針、規程、ガイドラインの周知と遵守についての広報記録がある。	
 	<p>A10 気候変動への適応</p> <p>デスティネーションでは、気候変動に関するリスクと機会が明確にされている。観光施設の立地、設計デザイン、開発、マネジメントにおいて、気候変動への適応戦略が取られている。想定される気候変動の情報、関連するリスクや将来想定される状況は、地域住民、事業者、旅行者に伝えられている。</p>	<p>A 1 4</p> <p>観光に影響する気候変動の負の影響を想定している</p>
	a. デスティネーション・マネジメント戦略や実行計画は気候変動の課題に対応している。	a. 気候変動による負の影響を軽減する計画や方針がある
	b. 観光開発や事業活動に関する規程、ガイドライン、ゾーニングは、気候変動の影響を考慮している。	b. 住民、観光事業者、旅行者向けの気候変動に関する教育や意識向上の取組がある
	c. 現状と将来的なリスクを含む気候変動のリスク評価が行われ、公表されている。	
	d. 気候変動への適応による地域のエコシステム(生態系)への影響と貢献を検討する記録がある。	
	e. 気候変動に関して公開された情報がある。	

 	<p>A11 危機管理</p> <p>デスティネーションでは、地域に適した危機管理、緊急対応計画がある。主要な項目については住民、旅行者、事業者に情報が提供されている。計画実行の手順や必要な人材や財源等は確保されており、定期的に見直されている。</p>	<p>A 1 5</p> <p>災害等の緊急時における計画は、インバウンドを含む観光部門も考慮に入れたものである</p>
	<p>a. デスティネーションにおける観光に特化したリスク軽減、危機管理や緊急対応計画は文書化されている。</p>	<p>a. 人材や予算を確保している</p>
	<p>b. 計画では、地域に適した自然災害、テロリズム、健康、資源枯渇やその他の広範囲のリスクが認識されている。</p>	<p>b. 民間の観光事業者等の意見を取り入れている</p>
	<p>c. 緊急時やその後の活用に関する情報伝達の手続きについて、明らかにされている。</p>	<p>c. 定期的（少なくとも毎年度）に更新されている</p>
	<p>d. リスクや危機管理に関して、地域内での情報伝達やトレーニングに関する取組がある。</p>	<p>d. 所管する観光案内所、旅客施設等に非常用電源装置や情報端末（スマートフォン等）への電源供給機器等の整備がなされている</p>
		<p>e. 緊急時用の物資提供及び従業員、旅行者、住民に対する訓練や研修を実施している</p>
		<p>f. 災害等の非常時において多言語での情報発信がなされており、適切に伝わっている</p>
<p>SECTION B: Socio-economic sustainability 社会経済のサステナビリティ</p>		
<p>B(a) Delivering local economic benefits 地域経済への貢献</p>		
  	<p>B1 観光の経済効果の測定</p> <p>観光による地域経済への直接・間接的な経済貢献が定期的に計測され、結果が公開されている。旅行者数、旅行者消費額、雇用、投資及び経済利益の分配などが適切に測定されている。</p>	<p>B 1</p> <p>観光による経済効果の測定をしている</p>
		<p>a. 客室1室あたりの売上高を定期的に調査し、一般公開している</p>
		<p>b. 投資データなどを定期的に調査し、一般公開している</p>
	<p>a. 経済データ収集のプログラムがある。</p>	<p>c. 地域への直接的な経済波及効果（観光消費額）について測定し、一般公開している（直接効果の把握）</p>





	b. デスティネーションにおける観光による直接・間接的な経済貢献についての年次報告書がある。	d. 産業連関分析等、観光による間接的な経済波及効果について測定し、一般公開している（間接効果の把握）
	c. 域内の経済効果を網羅したデータ(旅行者数、旅行者消費額、雇用、投資、経済利益の分配など)がある。	e. 観光に伴う不動産開発が地域社会に与える影響について把握、公開している（地価、家賃等の動向把握）
		f. 観光関連業種における雇用者数（雇用誘発効果）を調査し、一般公開している
  	<p>B2 働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）と雇用機会</p> <p>デスティネーションでは、観光における雇用の機会や研修の実施が促進され、支援がある。デスティネーションの観光事業者は、あらゆる人に対して、地域での平等な雇用、研修や昇進、安心して安全な労働環境、及び賃金の提供のための具体的な取り組みがある。</p>	<p>B 2</p> <p>働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）と雇用機会に関する取組を行っている</p>
	a. 適切な技能研修が地域で受けられる。	a. 観光関連事業者への就業を促進する取組が毎年度ある
	b. 観光事業者は書面でディーセント・ワークと雇用機会の提供に対する具体的な取り組みを示している。	
	c. 女性、青年、少数民族、障がい者を含む、地域住民対象の研修や雇用機会が推進されている。	b. 性別、年齢、季節等に左右されず、安定した雇用や公正な賃金の実現に向けた取組を行っている
	d. 労働組合の関与など、労働条件を確認し、または、それに対する不満や問題に対応する体制がある。	
   	<p>B3 地域事業者の支援と公正な取引</p> <p>デスティネーションでは、地域事業者、サプライチェーン、持続可能な投資を支援することにより、地域経済に観光消費が留保される(リーケージを軽減)ことが促進されている。これによって、地域の自然や文化背景を反映した公正な取引の原則に基づく地域の持続可能な商品の開発や購入を促進する。商品には、飲食、工芸品、芸能、農産物などが含まれる。</p>	<p>B 3</p> <p>地域事業者の支援と公正な取引の実現に取り組んでいる（観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者、供給者（サプライヤー）も対象とする）</p>
	a. デスティネーションにおいて、観光関連の中小企業を対象とする助言、融資やその他の支援体制がある。	a. 地域の特産品やサービスの利用を促進している
	b. 地域の観光関連の中小企業向けの市場参入支援がある。	
	c. 地域の観光事業者による特産物や地域のサービスの利用を推奨する取組がある。	b. 地元の観光関連の中小企業向けの市場参入支援がある
	d. 地域の農家、工芸職人、食品生産者が観光バリューチェーンに参入するための支援施策がある。	




	e. デスティネーションにおいて、地元産の商品や工芸品などが分かりやすく販売促進されている。	
B(b) Social wellbeing and impacts 社会的幸福と負荷		
	B4 コミュニティへの支援 デスティネーションにおいて、事業者、旅行者、住民が、地域コミュニティに責任ある形で貢献することを奨励している。	B 4 デスティネーションにおいて、事業者、旅行者、住民が、地域コミュニティに責任ある形で貢献することを奨励している
	a. 地域コミュニティや地域の観光事業者による持続可能性への積極的な活動が推奨、支援されている。	a. 事業者や旅行者が住民と共に、地域社会や地域の文化・自然環境の保全に貢献できる機会がある
	b. 旅行者に対して、地域コミュニティの持続可能性を高める活動への参画の機会が現存し、それを支援、促進する仕組みがある。	
	c. ボランティア活動や地域コミュニティへの関与は侵害や搾取にならない。	
	B5 搾取や差別の防止 デスティネーションでは、人権に関する国際基準が遵守されている。人身売買、強制労働、商業的、性的など、あらゆる形の搾取、差別、ハラスメントを、あらゆる人、特に子ども、青年、女性、LGBTや他の少数派の人々に対して防止し、また報告することに関して法、慣例や確立された行動規範があり、公開され遵守されている。	B 5. ハラスメントから旅行者を含むすべての人を、適切に保護する取組がある
	a. デスティネーションにおいて人権、搾取、差別やハラスメントに関する特定の法律を参照している(法令名、施行日)。	a. 取組は地域住民と旅行者を含み、観光地全体に周知されている
	b. 上記の法律やその優れた事例(観光事業者や旅行者を対象としたものも含む)の周知徹底の記録がある。	
	c. 人身売買、強制労働、児童労働を含む人権に関するリスクや影響の調査が定期的に行われている。	
	d. デスティネーションや主要な観光関係者は、「旅行・観光における子どもの性的搾取防止のための行動規範」に署名している。	
	B6 地権と使用権利 地権と買収に関する法律や規程は、文書化しており、効力がある。それらは共同体や先住民の権利にも適合し、公開協議の機会を保証し、移転は事前の合意形成や正当な補償なしでは認められない。法律や規程は使用者及び主要な資源へのアクセスを保護している。	B 6 資産取得に関して実施規定を含む計画や政策がある
	a. 地権と買収、資源の使用またはアクセス権に関して特定の法律を参照している(法令名、施行日)。	a. 上記の政策は、住民の合意によって策定され、住民の権利を保護するものである
	b. 上記の法令に地域共同体または先住民の権利、移転のための公開協議の機会について記述がある。	
	c. 観光開発や活動に関する上記の法律の執行記録がある。	



	d. 公開協議、合意、補償に関する記録がある。	
	B7 安全と治安 犯罪、安全性、健康被害などの監視、防止、公開についての旅行者と住民の両方に対応する体制がある。	B 7 犯罪、安全性、健康被害などの監視、防止、公開についての旅行者と住民の双方に対応する体制がある
	a. 治安や健康サービスが十分に確立し、機能している。	a. ガイドの安全を管理するガイドラインがある
	b. 治安や医療サービスにおいて、旅行者のニーズに対応している。	b. 防犯への取組を行っている
	c. 観光施設は、安全及び衛生基準に関して検査を受けている。	c. 観光地等において、タクシーの乗降場所等が明示的に示されている
		d. 安全や治安に関する情報を公開している
		e. 地域住民・旅行者（外国人旅行者を含む）を受入れるのに十分な医療体制がある
		f. （宿泊施設・旅行業者等を通じて、）「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」に則って、外国人旅行者に域内及び周辺の医療機関に係る情報を提供している
 3 GOOD HEALTH AND WELL-BEING	B8 多様な受入環境整備 自然、文化的に重要性の高い場所、施設、サービスなどで、障がい者や特別な配慮が必要な人々を含む、全ての人が利用しやすい環境が確保されている。容易に利用ができない場合は、場所の統一感を保ちながらニーズに応えるデザインや解決手段を導入し、利用ができるように対応している。場所、設備やサービスの利用方法に関する情報が提供されている。	B 8 観光地の調和を損ねない範囲で受入環境整備を推進している
 10 REDUCED INEQUALITIES	a. 旅行者設備、場所、施設、サービスへのアクセシビリティに関する規制や基準が設けられている。	a. ユニバーサルデザインの普及（バリアフリー対策等）を推進している
	b. 公共施設における受入環境の整備基準が統一して守られている。	b. 公衆トイレの洋式化（ウォシュレットなど）の整備を推進している
	c. 旅行者が利用できる場所や設備の規模あるいは割合に関するデータがある。	c. 公共スペースにおける無料Wi-Fi環境の整備をしている




	d. 移動に関して様々なニーズを持つ人に対して利用環境を改善する取組に関する記録がある。	d. キャッシュレス環境の整備をしている
	e. デスティネーション全体において、広報活動を含むのアクセシビリティに関する情報が提供されている。	e. 多言語による案内の充実を推進をしている
	f. 主要な場所での旅行者向け情報を含む、利用環境の詳細情報がある。	f. 多様な宗教・生活習慣への対応を推進している
		g. 域外から観光地への公共交通機関等によるアクセスが確保されており、公共交通機関の利活用が推奨されている
SECTION C: Cultural sustainability 文化的サステナビリティ		
C(a) Protecting cultural heritage 文化遺産の保護		
	C1 文化資産の保護 デスティネーションにおいて、建築遺産及び文化景観を含む文化資産の評価、修復及び保全の方針と体制が整えられている。	C 1 歴史的建築物や農漁村や都市の景観など、観光資源となる自然・文化的遺産の保全管理体制がある
	a. 脆弱性の評価と表示を含む、文化資産のリストがある。	a. 景観保全に関する計画がある
	b. 資産の修復及び保全の組織的な取組がある。	b. 保全管理の状態を確認し、必要な対策を行っている
	c. 観光事業からの収益を利用した文化資産の保護を支援するための仕組みがある。	
	C2 工芸品 デスティネーションでは、歴史的・考古学的な工芸品の適切な販売、取引、展示、または贈呈に関する法律が定められている。法律は施行され、観光事業者及び旅行者を含む一般に周知されている。	C 2 有形文化遺産の保護に関する計画や規制等がある
	a. デスティネーションにおいて歴史的な工芸品に対する関連法を参照している(法令名、施行日)。	a. 文化資産のリストがある
	b. 関連法に関する観光事業者と旅行者への周知徹底の記録がある。	
	c. 関連法施行の公的記録がある。	




 	<p>C3 無形遺産</p> <p>DESTINATIONでは、地域の祭事を支援し、地域の伝統、芸能、音楽や言語、郷土料理などを含む地域のアイデンティティと独自性を表す無形文化遺産の保護が行なわれている。慎重に、敬意を持って現存の文化と伝統の表現、復元、解釈が行われ、地域社会に資するものであり、旅行者に本物の体験を与えるものである。</p>	<p>C 3</p> <p>無形文化遺産の保護に関する計画や規制等がある</p>
	<p>a. 無形文化遺産が特定され、リスト化している。</p>	<p>a. 観光資源（自然、文化等）のリストがある</p>
	<p>b. 無形文化遺産での祭事（イベント、独自性のある産物など）や旅行者体験の推奨例がある。</p>	<p>b. 地域の行事（祭り等）の保存に努めている</p>
	<p>c. 無形文化遺産をベースとした旅行者の体験の開発・提供における、地域及び先住民コミュニティの参画に関する公的文書がある。</p>	<p>c. 伝統文化の次世代継承を支援するための取組がある</p>
	<p>d. 無形文化遺産体験の提供における旅行者と地域社会からの意見聴取がある。</p>	
	<p>C4 地域住民のアクセス権</p> <p>DESTINATIONは、自然や文化遺産への地域コミュニティの（慣例的なものを含む）利用について、定期的に調査の実施、アクセスの確保、必要に応じて修復、回復を行う。</p>	<p>C 4</p> <p>地域住民の自然、文化的な場所や公共スペースへのアクセスのしやすさについて調査している</p>
	<p>a. 地域コミュニティのための自然・文化的場所の利用は定期的に計測されている。</p>	<p>a. 問題が生じている場合、対応策は講じられている</p>
	<p>b. 地域住民によるアクセスや利用に関して地域コミュニティとの協議・協働を示す公的文書や記録がある。</p>	
	<p>c. 地域コミュニティのアクセスの確保または修復に関する特定の活動がある。</p>	
	<p>C5 知的財産</p> <p>DESTINATIONは、コミュニティ及び個人の知的財産権の保護や維持を支援する体制を整えている。</p>	<p>C 5</p> <p>地域及び個人の知的財産権を保護する規則や取組がある</p>
	<p>a. DESTINATIONにおいて知的財産に関わる法律が参照されている（法令名、施行日）。</p>	
	<p>b. 観光に関わるステークホルダーとの知的財産権に対する協議の機会がある。</p>	
	<p>c. 旅行者向けの文化体験の開発にあたり知的財産権が保護されていることを示す公的記録がある。</p>	
<p>C(b) Visiting cultural sites 文化的場所への訪問</p>		






 	<p>C6 文化遺産での旅行者の管理</p> <p>デスティネーションでは、地域の特色や、受入れ可能人数、脆弱性を勘案し、受入れ人数の最適化と環境負荷を抑制することが求められる文化遺産及び周辺エリアにおいて、旅行者の管理体制が整えられている。特に配慮を必要とする場所においては、旅行者向け行動規範を設け、旅行者やツアーオペレーター、ガイドの訪問前及び滞在中に周知される。</p>	<p>C 6 旅行者の行動を管理する体制がある</p>
	<p>a. 文化遺産における旅行者の動きと負荷をモニタリングしている。その結果はデスティネーション内で共有されている。</p>	<p>a. 旅行者の流れを把握している</p>
	<p>b. 文化遺産及びその周辺で、観光を起因とする負荷に対する対策の公的文書・記録がある。</p>	<p>b. 観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握している</p>
	<p>c. 特に配慮を必要とする場所及び文化的行事における旅行者のふるまいに関する行動規範が存在し、それが配布され、行動規範の遵守が定期的にモニタリングしている。</p>	<p>c. 観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握している</p>
	<p>d. 文化遺産での旅行者の管理において、ツアーオペレーターやガイド向けに運営基準がある。ないしはその他の基準がある。</p>	<p>d. 観光地における混雑に関する課題を調査により把握している</p>
	<p>e. ガイド向けの研修を提供している</p>	<p>e. 問題が生じている場合、対応策を講じている（混雑対策）</p>
		<p>C 7 特に配慮が必要とされる場所における観光客のふるまいについて、地域住民の声を反映した行動規範がリストアップされている</p>
		<p>a. 問題が生じている場合、対策を講じている（マナー違反对策）</p>
		<p>b. 旅行者に向けて、ポジティブな行動を推奨している（マナー啓発）</p>
		<p>c. ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための研修がある</p>
 	<p>C7 観光資源の解説</p> <p>旅行者に訪問地の文化と自然の両面の特徴についての正確な情報が提供されている。情報は文化的に適切で、受入れ地域との協働により作成され、旅行者と住民にわかりやすく伝えられている。</p>	<p>C 8 観光地域において、解説を含む適切な情報が提供されている</p>






	a. 有益な解説情報が、旅行者がデスティネーションに到着する前、あるいは滞在中に提供されている。	a. 地域のストーリーとして地域住民と協力して作成されている
	b. 解説情報は十分に調査され、学識経験者や専門家のチェックなどで正確性が確認されている。	b. 旅行者に適した言語で伝えられている
	c. 解説情報はその土地の特徴と脆弱性や壊れやすさを特定できている。	c. 解説内容を活用しているツアーガイドの研修がある
	d. 関連する解説情報の作成において受入れコミュニティと協議したことを示す公的記録がある。	
	e. 解説情報は適切な言語での提供が可能である。	
SECTION D: Environmental sustainability D: 環境のサステナビリティ		
D(a) Conservation of natural heritage 自然遺産の保全		
	D1 脆弱な環境の保護 デスティネーションでは、観光による環境への影響を監視し、計測、対策を講じている。生息・生育地、生物種、生態系を保護し、外来生物種の侵入を防ぐための体制を整えている。	D 1 デスティネーションには、観光による環境への影響を監視し、計測、対策を講じている。生息・生育地、生物種、生態系を保護し、外来生物種の侵入を防ぐための体制を整えている
	a. 種別と保全状態、及び脆弱性を表示した自然遺産と資産のリストがある。	a. 脆弱で絶滅が危惧される野生生物や生息・営巣地・生育地の一覧が作成されている
	b. 生物多様性及び自然資産保全の取組がある。	b. 環境への影響の調査を行い、生態系、脆弱な環境、生物種を保護する取組がある
	c. 外来生物種の撲滅及び管理する取組がある。	c. 外来生物種に関するリストを作成し、侵入を防ぐための体制がある
	d. 観光を起因とする生物多様性と自然遺産に対する負荷を特定、監視、緩和する活動がある。	
	e. 観光事業からの収益を利用した自然資産の保全を支援する仕組みがある。	
	f. 外来生物種の拡散を軽減するための旅行者や事業者との協議の機会がある。	
	D2 自然遺産地での旅行者の管理 デスティネーションでは、自然遺産のエリア内及び周辺地において、旅行者の管理体制が整えられている。地域の特色や、受入れ可能人数、脆弱性を勘案し、受入れ人数の最適化と環境負荷を抑制する。特に配慮を必要とする場所においては、旅行者向け行動規範を設け、旅行者やツアーオペレーター、ガイドの訪問前及び滞在中に周知される。	D 2 旅行者を管理する体制がある

	a. 旅行者の移動と自然遺産への負荷をモニタリングしている。その結果はデスティネーション内で共有されている。	a. 旅行者の流れを把握している
	b. 自然遺産及びその周辺で観光を起因とする負荷を管理、緩和する活動の記録がある。	b. 観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握している
	c. 特に配慮を必要とする場所における旅行者のふるまいに関する行動規範が存在し、配布されるとともに、行動規範の遵守が定期的にモニタリングされている。	c. 観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握している
	d. 文化的場所での旅行者の管理において、ツアーオペレーターやガイド向けに運営基準がある。ないしはその他の基準がある。	d. 観光地における混雑に関する課題を調査により把握している
	e. 観光に伴う環境リスクを特定するための地域の保全組織との協働があり、環境リスクを減じる対策がある。	e. 問題が生じている場合、対応策を講じている（混雑対策）
	f. ガイド向けの研修を提供している	D 3 特に配慮が必要とされる場所における観光客のふるまいについて、地域住民の声を反映した行動規範がリストアップされている
		a. 問題が生じている場合、対策を講じている（マナー違反对策）
		b. 旅行者に向けて、ポジティブな行動を推奨している（マナー啓発）
		c. ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための研修がある
	D3 野生生物との関わり デスティネーションでは、野生生物の取り扱いに関する、条例、国内法、及び国際法や基準を遵守する体制が整えられている。移動性の高い野生生物の取り扱いは、累積的な影響を考慮に入れ、関係する動物や自然環境下での生存能力及び群れの行動が与える環境負荷を抑止するために、群れに深刻な負荷を与えない、責任のある対応を行なっている。	D 4 野生生物の保護、採取、捕獲、展示、販売を管理する基準や規則がある
		
	a. 適用される野生生物の取り扱いに関する国際法、国内法、条例を参照している(法令名、施行日)。	
	b. 海洋生物種及び陸上生物種のための野生生物観察の国際基準を支持している。	
	c. 国際基準を反映した観察を含む野生生物の取り扱いに関する行動規範を定めている。	

	d. 観光事業者に対する規制遵守と行動規範をチェックする体制がある。	
	e. 野生生物と関わりがある地域において、野生生物の生命の尊厳と最大限の生活の質を守るため、野生生物の福祉を監視し、障害を最小化する活動がある。	
	f. 接触や餌付けなど、危険な野生動物の取り扱いに関する旅行者への情報提供がある。	
	D4 種の搾取と動物福祉 デスティネーションでは、動物福祉及び種(動物、植物およびあらゆる生物)の保全に関する条例、国内法、国際法及び基準を遵守する体制が整えられている。これは動植物及びそれらの製品の採取、捕獲、取引、展示及び販売を含む。認可され適切に配置された人員による正規の事業活動以外、野生種は入手、飼育、捕獲されない。全ての野生動物及び家畜の飼育と取り扱いは、最高水準の動物福祉に対応している。	D 5 認可され適切に配置された人員による正規の事業活動以外、野生種は入手、飼育、捕獲されず、全ての野生動物及び家畜の飼育と取り扱いは、動物福祉に対応している
		
	a. 適用する動物福祉と種の保存に関する特定の国際法、国内法、条例、規制及びガイドラインを参照している(法令名、施行日)。	
	b. 観光事業者とガイドに対して、法律、規制及びガイドラインを周知している。	
	c. 飼育と取り扱いを含む、捕獲された野生生物と家畜の状況を検査する体制がある。	
	d. 捕獲された野生生物に対する責任者の資格の認可と確認体制がある。	
	e. 観光セクターにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)」の促進及び遵守を高める活動がある。	
	f. 旅行者に絶滅危惧種の取引を回避するための情報を提供している。e.g. 国際自然保護連合(IUCN)あるいはCITESによって周知されている絶滅危惧の野生生物から作られた土産品の購入など。	
	g. あらゆる狩猟活動に対して、科学的根拠に基づき、適切に管理され、厳格な保全手続を求める法律を施行している。	
D(b) Resource management 資源のマネジメント		
	D5 省エネルギー デスティネーションにおけるエネルギー消費量の削減と効率性、再生可能エネルギーの使用について目標値を定めている。目標値達成のため、事業者に対し、エネルギー消費量の測定、監視、削減及び化石燃料への依存の低減を奨励する体制を整え、公開している。	D 6 観光地域におけるエネルギー消費量の削減と効率性の改善及び再生可能エネルギーの使用について目標値を定めている
	a. 省エネルギーの目標が公表され、促進されている。	a. エネルギー消費を定期的にモニタリングし、削減するための取組がある

	b. 断熱への促進支援など、エネルギー効率を高める取組がある。	b. 化石燃料の依存度を低減し、再生可能エネルギー技術の利用を促進する政策や取組がある
	c. 再生可能エネルギー及びその総供給あるいは消費における割合に関連した投資がある。	
	d. 事業者によるエネルギーの使用量のモニタリングや削減に対する支援、及びインセンティブがある。	
	D6 水資源の管理 デスティネーションにおいて、事業者に対して、水の使用量の測定、監視、及び管理を奨励し、公開している。水リスクは調査、文書化されている。水資源のリスクが高い場合、水資源管理の目標値が確定され、観光業による使用が地域社会と生態系のニーズと矛盾しないように、事業者と積極的に協働している。	D 7 水資源の使用量の測定、監視、削減を行う、事業者向けの取組がある
	a. 事業者による水使用のモニタリングや削減に対するガイダンス及び支援を提供している。	a. 事業者が、節水に努めている
	b. 水資源のリスクに対して定期的に調査する体制がある。	
	c. 水資源のリスクが高いと判定された地域で、水資源管理の目標を公表、遵守を奨励している。	
	d. 観光目的での水使用が、地域社会や生態系に与える影響について、モニタリング、管理する体制がある。観光事業者により、水資源管理の目標値が確定され、水源地と水量の監視と管理がなされている。	
	e. 水資源のリスクと使用量を最小限にする旅行者向けの情報が提供されている。	
	D7 水質 デスティネーションにおいて、飲用、レクリエーション及び環境保全目的で使用する水が、水質基準に沿っていることを監視している。その結果を公開し、水質に問題があれば、適時対応する体制を整える。	D 8 飲用、レクリエーションに利用する水質は、(条例、基準などに沿って) 継続的にモニタリングされている
	a. 水質管理の体制がある。	a. 水質に問題があれば、早急に対応策を講じる体制がある
	b. 水質に関するデータ及び報告書がある。	b. 使い捨てペットボトルの飲用水の利用から転換を促す地域の飲料水の水質に関する旅行者向けの情報がある
	c. (海水浴場を含む) 認可や許可施設において、遊泳や浴場の水質をモニタリングしている。	
	d. 水質改善の対策に関する報告書がある。	
	e. 使い捨て容器の飲用水の利用から転換を促す地域の水質に関する旅行者向けの情報がある。	
D(c) Management of waste and emissions 廃棄物と排出量の管理		

 <p>3 GOOD HEALTH AND WELL-BEING</p>	<p>D8 廃水</p> <p>デスティネーションには、浄化槽や廃水処理システムの立地、維持管理、検査について明確で強制力のあるガイドラインを設けている。デスティネーションでは、地域住民や環境へ影響を与えることなく、廃水を適切に処理・再利用、あるいは安全に放流することを推進している。</p>	<p>D9</p> <p>浄化槽や廃水処理に関して、定期的にモニタリングをしている</p>
 <p>14 LIFE BELOW WATER</p>	<p>a. 廃水の取り扱いに関して書面によるガイドラインと規制がある。</p>	<p>a. 立地、維持管理、検査について、規則や条例、ガイドラインがある</p>
	<p>b. 事業者がガイドラインの遵守を促す体制がある。</p>	<p>b. 効果的に処理・再利用する事業者を支援する取組がある</p>
	<p>c. 放出された廃水は監視・検査されている。</p>	<p>c. 地域住民と環境への悪影響を最小にする取組がある</p>
 <p>12 RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION</p>  <p>14 LIFE BELOW WATER</p>  <p>15 LIFE ON LAND</p>	<p>D9 廃棄物</p> <p>デスティネーションには、廃棄物の発生について計測及び報告、削減目標が定められている。ごみの分別による収集とリサイクルシステムにより固形廃棄物は適切に取り扱われ、埋め立てごみとは分離されている。デスティネーションでは、事業者へ食品廃棄物を含む固形廃棄物の回避、削減、再利用、リサイクルを奨励している。特にプラスチックなどの使い捨て製品の中止あるいは削減活動がなされている。再利用またはリサイクルされない固形廃棄物の最終処分は、安全で持続可能なものである。</p>	<p>D10</p> <p>廃棄物処理状況をモニタリングしている</p>
	<p>a. 廃棄物監視体制があり、結果と目標は公開されている。</p>	<p>a. 再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全が確保されている</p>
	<p>b. 食品廃棄物を含む廃棄物管理において、観光事業者との共同キャンペーン、助言、支援が行われている。</p>	<p>b. 廃棄物削減や再利用、リサイクルに関する事業者向けの取組がある</p>
	<p>c. 特にプラスチックなどの使い捨て物品の利用削減や廃止のキャンペーンが行われている。</p>	
	<p>d. 公共のオフィスや施設などで廃棄物管理が実施されている。</p>	
	<p>e. 生ごみ、紙、金属、ガラス、プラスチックなど、少なくとも4つの資源ごみの回収・リサイクルシステムが提供されている。</p>	
	<p>f. 残余排出ごみについて持続可能な処分システムを提供している</p>	
	<p>g. 旅行者に対するものも含む、ポイ捨てごみの撲滅と、公共空間を清潔に保つキャンペーンを行なっている。</p>	
	<p>h. 分別ごみの処分のために適切なおみ箱を提供している。</p>	

	<p>D10 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和</p> <p>DESTINATIONでは、温室効果ガスの排出削減目標を定め、緩和策と行動計画の実施と報告が行なわれている。事業者はあらゆる事業活動(サプライヤーからサービス供給者まで)の面から温室効果ガス(GHG)排出の計測、監視、削減あるいは最小化と緩和に向けて努力し、公開している。残余排出分のオフセットが奨励されている。</p>	<p>D 1 1</p> <p>事業者が、温室効果ガスの排出量をモニタリングし、排出量を削減する取組がある</p>
	<p>a. 特定の日付による、排出削減比率の目標が公表されている。</p>	<p>D 1 2</p> <p>域内における環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがある</p>
	<p>b. モニタリングや緩和対策が含まれた気候変動に関する年次報告書が毎年発行されている。</p>	<p>a. 観光地域への徒歩や自転車利用の奨励と安全確保を行っている</p>
	<p>c. 旅行事業者と連携し、GHG排出削減・軽減に向けた支援キャンペーンなどを行っている。</p>	<p>D 1 3</p> <p>光害を最小限に抑える取組及び事業者向けのガイドライン、及び支援プログラムがある</p>
	<p>d. 公共セクターの事業を起因とするGHG排出削減対策を行っている。</p>	<p>D 1 4</p> <p>騒音を最小限に抑える取組及び事業者向けのガイドライン、及び支援プログラムがあ</p>
	<p>e. 現存の規制に準ずるオフセット計画について、事業者と旅行者向けに情報を提供している。</p>	
 	<p>D11 環境負荷の小さい交通</p> <p>DESTINATIONでは、域外からの移動及び域内移動における交通輸送が起因となっている温室効果ガス排出削減のための目標が設定されている。持続可能な低炭素の自動車及び輸送、徒歩や自転車などの移動が、観光を起因とする大気汚染の防止、交通渋滞の緩和と気候変動抑制のために奨励されている。</p>	
	<p>a. 公共交通及び低炭素自動車を含む、より持続可能な交通インフラへの投資を行なっている。</p>	
	<p>b. 旅行者向けに域外からの移動及び域内移動において代替交通の選択を促す情報提供を行なっている。</p>	
	<p>c. 代替交通の旅行者利用データがある。</p>	
	<p>d. サイクリングや徒歩の機会の改善や推進活動がある。</p>	
	<p>e. 短距離及びより持続可能な交通手段の選択で移動が可能な旅行市場からの誘客を優先している。</p>	
	<p>f. 公共セクターと観光事業者は自身の運営において、環境負荷の小さい交通を優先している。</p>	
 	<p>D12 光害と騒音</p> <p>DESTINATIONでは、光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制が整えられている。また事業者に対し、このガイドラインや規則に従うよう促している。</p>	
	<p>a. 観光事業者へ光害と騒音についてのガイドラインを提供し、取組を促進している。</p>	

	b. 観光に関連する騒音と光害の潜在的な原因を特定しと定期的に計測を行なっている。	る
	c. 騒音と光害について、住民が通報し、それに対応する仕組みがある。	

持続可能な観光指標に関する検討会関係 今後のスケジュール(案)

令和2年2月
観光庁

- 第4回 持続可能な観光指標に関する検討会(令和2年2月)
 - ・ 日本版持続可能な観光指標のとりまとめ

- 持続可能な観光推進本部(令和2年3月)
 - ・ 第4回検討会における取りまとめ結果の報告
 - ・ 日本版持続可能な観光指標の審議・承認

- 日本版持続可能な観光指標(仮称)のモデル地区における運用に関する事業(令和2年4月～)
 - ・ 全国の観光地から選出されたモデル地区において、日本版持続可能な観光指標(仮称)を先進的に運用・検証

- 日本版持続可能な観光指標(仮称)の国際公認取得(令和2年度中)
 - ・ GSTC本部において日本版持続可能な観光指標(仮称)の国際公認手続き

以上